



3月号
Vol.6
MAR 2001

山梨自治体の風

特集 電子自治体へ

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A

まもち自慢

北都留郡丹波山村

「のめこい」ってなーに？

「のめこい」とは、すべすべした
とがつるつるしたという意味で、丹
波山村でのほめ言葉。

丹波山温泉のめこい湯につかれば、
肌はつるつる、疲れもとれて、湯つ
たりリラックス。

この温泉は、高アルカリ性の単純
硫黄温泉で温度も源泉44・3度と
最適。施設は、和風浴場、ローマ浴
場からなり、ひの
き風呂、露店風呂、
うたせ湯などがあ
り、神経痛、筋肉
痛、疲労回復、慢
性消化器病などに
効果があります。



営業時間

4月1日から10月31日まで
午前10時～午後8時
(最終受付午後7時30分)

11月1日から3月31日まで
午前10時～午後6時
(最終受付午後5時30分)

休日

毎週木曜日
(祝祭日の場合は翌日)
年末年始(12月31日、1月1日)

入浴料金

大人600円 子供300円

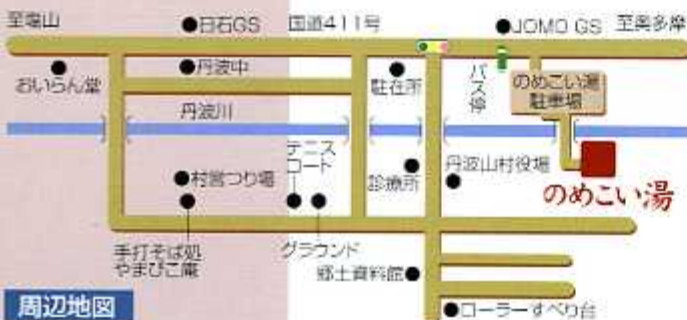


丹波山温泉 のめこい湯

〒409-0306
山梨県北都留郡丹波山村778-2

TEL.0428-88-0026

URL <http://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/>



のめこい湯までの交通のご案内

電車&バス

立川 J丸青梅線 奥多摩 西東京バス丹波行き のめこい湯/バス降下車
徒歩3分
60分 58分

車(東京方面)

中央自動車道 国道411号 奥多摩 青梅街道 のめこい湯
八王子IC 60分 30分

圏央道青梅IC 青梅街道 のめこい湯
70分

車(山梨方面)

中央自動車道勝沼IC 国道411号 竜山 国道411号 のめこい湯
10分 50分

3月号
Vol.6
MARCH 2001



白根桃源郷マラソン
(白根町提供)

まち自慢	丹波山村「のめこい湯」	表2
巻頭随想	地方分権改革と住民参加 山梨学院大学公共政策研究科教授 椎名 慎太郎	2
まちづくり	夢づくり「甲府市」	4
特集	「電子自治体へ」	
特集1	電子自治体へのIT戦略	7
特集2	「情報空間やまなし」の実現にむけて	11
特集3	北巨摩北部5町村の情報化について	15
特集4	IT社会における個人情報の保護	19
珍・聞・感・分??	日本の最高の美 中国四川省派遣職員 馬 国民	23
苦言提言	感性こそ行政マンの原点 山梨メセナ協会専務理事 堀内 克一	24
がんばっていまーす!!		26
自治Q&A		28
市町村イベントごよみ		30
市町村振興協会たより		32
はつらつ!! 市町村職員	平敷 尚子さん(山中湖村)・編集後記	表3

1



末 利光さん
(春日居町郷土館館長)

「どの博物館も入館者が減少するなかで、春日居町郷土館・小川正子記念館の入館者は確実に増えている」と、こんなことを言ったらイヤミに聞こえるでしょうか。でも、確かに町内外の人たちが、熱い視線を送って下さっています。なかでも、今年三回目を終った「わが町の八月十五日展」は盛況です。町内の戦没者二百十四柱の遺影を展示する企画展なのですが、遠くに住む子や孫を誘って、「これがおじさんの弟だ。御国のために十八歳で体当たりをして死んだんだ。いい弟だった」と、こぼれは年寄りの独壇場です。「館長さん、これ私の主人です」老婦人がまるで生きている人を紹介するような口ぶり。今年は一県内二万五千百二十一人の戦没者の数だけ折鶴を作って貰った。ホールに飾りきれないほどの多さに子どもたちもびっくり。「こんなに死んだの」と。全国から問い合わせがきた。

時の人

小川正子記念館

巻頭

随想

山梨学院大学

大学院公共政策研究科教授

椎名 慎太郎



PROFILE

椎名 慎太郎
(しいな しんたろう)

1940年東京生まれ。
1969年早稲田大学大学院政治学研究所
博士課程満期退学。同年4月から国立国
会図書館勤務。主として文化教育関係の
調査に従事。1982年山梨学院大学法学部
助教授、1983年同教授。1995年より、同大
学大学院公共政策研究科教授兼任。専攻
は行政法、環境法。現在、山梨県立考古博
物館協力会長を兼務。主な著書として、「行
政手続法と住民参加」、「遺跡保存を考える」
など。

地方分権改革の推進と住民参加

はじめに

地方分権改革がゆっくりと進んでいる。一九九九年の分権改革一括法の成立は一連の改革への歩みの一段階を画したものはあるが、これが本物になるかどうかについては今後なおさまざまな問題が残っている。例えば、地方財政の基盤整備はどうなるのか、国と地方の関係は変えられるのか、都道府県と市町村の関係はどうなるのか、など。そして何よりも、この改革で住民の生活が真の意味でよくなるのかが大きな問題である。したがって、分権改革はまだその途上であり、筆者からみるとその歩

みは決して順調ではない。いま、国の関心はかなり市町村合併に集中している。このことは行政施策の広域化という現実や分権後の行政の質の確保、行政の効率化という観点からは重要なことだが、改革がめざしていたものはそれだけではないはずだ。

地方政治行政の体質改善が必要

こうした改革が進む一方で、政治行政の体質改善は一向に進んでいない。中央ではKSDをめぐる政治と金の不明朗な関係や、外務省の機密費の流用問題など、国民の信任に背く事件がマスコミをにぎわしている。地方政治の現場でも相変わらず不祥事が絶えない。公共事業依存体質は変わっていないし、公共工事の入札では談合がささやかれることが多い。業者間の談合には内部情報が不可欠のはずで、数年前の土木事務所的事件で甲府地裁判決が指摘したように、談合と行政の関係は避けて通れな

いものとなっている。また、ここ数年、景気回復のためと称して公共事業が乱発され、当然、国や地方の借金は急速に増えている。その額は公称で六六兆円、隠れた債務を合わせると一千兆円という天文学的な数字らしい。もはや限界というべきである。地方には経済の柱となる産業がないから、安易に公共事業に頼ることになり、関連業者が共存共栄のためにこれを分け合う、そして政治家や行政担当者がこの利益誘導・分配に深くかかわる。ここには住民のために、住みよい地域のためにという

観点がぬけている。税金を食い物にしてしていると批判されても弁解の余地はない。

数年前に山梨県庁内の長年にわたる公費不正支出問題が当時の公文書公開制度を利用した市民の告発ではじめて明らかになったように、自治体内部の自浄力のみでは多くを期待することはできないだろう。

住民参加が 体質改善の力ギ

現行憲法は民主主義を政治行政の基調としているが、この民主主義のひとつの側面が地方自治の保障であり、国とは別人格の自治体が身近な行政を担当することが住民の福祉につながるという原理を軸として地方自治法以下の諸制度ができてきた。これは憲法九二条にいう「地方自治の本旨」の内容のうち、「団体自治」を強く意識した制度である。しかし、「地方自治」の本旨のもうひとつの面である「住民自治」の制度は率直に言って不十分である。日本の政治制度全体は代議制民主主義を原則としているが、地方自治法はこれだけでは住民自治の原理が

十分に保障されないのではないかという懸念から、直接請求制度や住民監査・住民訴訟制度などをおいてきた。しかし、五十数年の地方自治の経験は、これらの住民参加制度では十全なチェックができないことを明らかにしている。

一九九〇年代はバブルの崩壊とその後の経済の低迷で、「失われた十年」といわれるが、九三年の行政手続法、九七年の環境影響評価法、九九年の情報公開法・地方分権改革法など、以前からの懸案の改革法がかなり成立している。これに伴って条例整備を急いでいる自治体は県内でも少なくない。また、情報技術の発達によって国や自治体の情報が広く国民・住民に知らされるようになり、これを通じて政省令案や条例案、重要な計画案についてひろく一般の意見を募集するパブリック・コメント制度も動き出している。さらに、地域住民と協力して地域の問題を検討していくワークショップ方式など法制度以外のさまざまな参加手法も各地で試みられ、かなりの成果をあげている。

こうした住民参加によって住民の権利利益の保護が図られることはもちろん、行政だけでは集められない細かい地域情報や専門的情

報が収集できること、生活者の視点にたち、地域の实情にマッチした政策がたてられること、複雑な利害関係の調整が可能になることなど、さまざまな利点がみこまれる。なによりも、前述した政治行政の体質改善には住民による外からのチェックという特効薬に期待するしかない。

住民参加の 実質化が大切

これまでの行政は、ともすると住民を自分たちの周辺しかみられない者と考え、自分たちこそが広い視点と長期的展望で政策づくりができるとうぬぼれていた面がある。地域住民との対話といっても、すべて事が決まってから形だけ承認を得ることが少なくなかった。情報公開制度の運用においても、できるだけ情報を出さないで済ませようという姿勢が強かったのではない。

たしかに、一部の住民には何でも行政にやってもらおうというお任せ主義があり、地域エゴといわれる側面もあるだろう。しかし、住民の地域管理能力のレベルは急速に向上しており、一方で、行政

がなにもかも引き受けられる余力はなくなっている。今後の地方分権推進においては、住民参加をどれだけ生かすかが大きな課題である。地方分権推進法七条が「地方公共団体は、行政の公正と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置……を講ずる……と定めているのはこのためである。

行政だけに限らず、日本の社会組織には内部だけでまともについて、外部から批判を受けると硬い殻を作って組織防衛するという特徴がある。一連の警察の不祥事でも昨年夏の雪印の食中毒事件でもそれが目立った。この自己防衛本能のようなものが住民参加の実質化を妨げている。問題は公務に従事している各自の目がどこに向けられているかということだ。組織の上下関係を第一義とし、サービスの対象である住民を軽視する雰囲気がなくならないかぎり、住民参加制度をどんなに見事に整備してみても、何の役にもたたない。住民からの批判や提言をしないやかに受け止める姿勢が求められている。そして、それにとどまることなく、より積極的に住民参加を充実させ、実質化させていく能力が今後は公務員にとって重要な資質となるはずである。

ままぢづくり
まぢづくり

— 甲府市 —

4

山梨県の県都である甲府市は、明治二十二年七月一日に市制を施行し、今年で百十二周年を迎えようとしています。

本市は南北に細長く、ちょうど山梨県の真ん中に位置し、太宰治が「シルクハットを倒さずにして、その帽子の底に、小さい小さい旗を立てた、それが甲府だと思えば、間違いない。きれいに文化の、しみとおっているまちである。」と語っているように四方を秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、富士箱根伊豆国立公園に囲まれた自然美豊かな盆地都市です。

都市としての発生は、一五一九

年武田信玄の父信虎が現在の武田神社社地に館を築き、城下町府中が成立したのに始まり、山梨の政治・経済・文化の中枢として発展してきました。「甲府」という地名は、甲斐の府中という意味でその頃に名づけられました。

江戸時代には、甲州街道の宿駅、周辺農村の商業中心地としてにぎわい、その頃から伝統産業として甲州印伝や水晶・煮貝などがあり、甲州ぶどうやワインとともに市の特産品となっています。

その他、日本一の渓谷美に選ばれた昇仙峡、湯村・積翠寺・甲府の各温泉や文化財の豊富な古社寺

など観光都市としても魅力あふれるまちです。特に、宝石・貴金属加工では、世界の宝飾産業の中心地であるドイツのイーダーオーベルシュタインと並び称されており、

最先端の技術・感性のあふれたファッション都市として、国内はもとより世界各国に向け情報発信がされています。



ホップ・ステップ甲府

地方分権推進一括法が施行され、国・県・市の関係が対等・協力へと移行する中、機関委任事務の廃止や権限委譲がなされ、自己決定・自己責任のもと、個性豊かなまちづくりや新たな市民サービスの充実が求められています。

本市は、昨年十一月一日第一次の特例市の指定を受け、地方分権時代における地域の新たな担い手として個性豊かで活力に満ちた「甲府らしい」まちづくりの実現に向けて一歩前進しました。自立する都

市への脱皮を図り、自らの責任と判断で迅速・的確にまちづくりを進めていくことができます。

県都である本市が、政治・経済・文化のリーダーとして引き続き発展していくためには、高次な機能を集積しながら、近隣町村はもちろんのこと甲府盆地一帯の発展を目標とした中核市構想を実現することが必要です。特例市指定は、中核市へ向け、大きなステップとなりました。

ドーナッツから肉まんへ！

本市が将来に向け、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進するためには、まちづくりに関連して中心市街地の活性化を図ることが必要です。

本市では、新しい視点や創意のもと、一般市民の参画により策定した「中心市街地活性化基本計画」等により自然、歴史、文化産業、などの特色を活かし市民と企業と行政が一体となったグラウンドワークによるまちづくりを進めてきました。

多様な交流が中心市街地で創出される「しかけ」づくりを念頭に



■甲府市中心市街地活性化基本計画に基づく、真鶴城公園周辺の将来図(イメージ)

おき、

- ①近世を引き継ぐ現代の城下町へ
- ②緑と花で溢れる山の都へ
- ③未来へはばたくファッション・ジュエリー都市へ

を将来像に掲げ、様々な事業を展開してまいります。そのためには、行政と民間のパートナーシップを図りながら、役割分担を明確にし、地域総合力の結集で中心部のまちづくりの創出を行っています。

また、「都市計画マスタープラン」では本市の恵まれた自然や景観を守りながら、「生き生き快適都市の構築」をテーマに地域の特

性を活かしたまちづくりの基本的な方針を定めていきます。

新時代へ向けて

現在、全国でまちづくりへの様々な取り組みが行われています。

特例市の持つステータスとニュームバリエーは、市民生活への意欲や都市間競争への優位性に寄与するとともに、新たな交流などまち全体への活力が期待できます。二十一世紀のスタートにあたり本市は、「回復・交流・育成」そして「未来へ」の基本理念のもと、特例市をステップとして、個性あるまちづくりを進めていきます。

また新世紀の扉が開かれた本年は、「ポランテア国際年」であり、すべての市民が互いに協力し合いながら生き活きと安心して暮らすことができ「やさしい共生のまちづくり」を目指してまいります。

人々の生活基盤となるまちづくりは、甲府らしさを前面に押し出し、風格があり、そのまちが育んできた文化・歴史などと調和しながら、「人と自然に優しさあふれるまち 甲府」の実現を目指し、甲府市は力強く未来へ飛躍し発展していきます。



■「思古」の文字が刻まれた特例市移行記念碑除幕式



電子自治体へ

最近、ITという言葉を、私たち地方行政の場においてもよく耳にする。

今回は、高度情報通信社会に向けての情勢について、国、県、さらには、市町村の状況を、各段階において解説していただいた。いやが上でも、ITは、社会を、また、私たちの生活を、さらには職場を変えていく。地域情報化への対応が、地域の今後を左右しかねない。

また、高度情報通信社会における個人情報保護の問題は、その発展の鍵を握るものでもあり、地域社会をあずかる市町村にとって、大きな課題として取り組んでいかなければならないものとなっている。

特集1 ● 電子自治体へのIT戦略

山梨総合研究所 主任研究員 窪田洋二

特集2 ● 「情報空間やまなし」の実現にむけて

情報政策課 地域情報化推進担当 清水敏郎

特集3 ● 北巨摩北部五町村の情報化について

小淵沢町企画課 情報担当 三井典子

特集4 ● IT社会における個人情報保護

市町村課 行政選挙担当 古屋 明

電子自治体へのIT戦略

山梨総合研究所 主任研究員 窪田 洋二

1 世界最高水準の電子政府の実現

政府におけるIT(情報技術)国家戦略の一環として、効率的で高い水準のサービスを提供する政府・行政部門の構築を目指す取り組みが進められている。我が国政府が世界最高水準の「電子政府」を実現することを目指したプロジェクトがそれである。

この電子政府プロジェクトでは、二〇〇三年までに民間と政府間の行政手続きがインターネットを利用して行える基盤の構築を目標として掲げている。ここでは、申請・届出等の手続きにおいて、現在紙ベースでの提出が認められている書類をインターネットを通じて提

出できるようにしたり、調達や入札手続きの電子化、歳入・歳出手続きの電子化を進めることにしている。また、政府行政機関並びに地方自治体間との業務のネットワーク化を図るため、中央省庁のネットワークである霞ヶ関WAN(統合通信網)と地方自治体間を結ぶ総合行政ネットワークとの接続を進めることにしている。さらに、住民票の広域交付や転入・転出手続きの簡素化等を行う住民基本台帳ネットワークシステムの稼働、電子印鑑やセキュリティの高い行政ICカード等の導入なども行われることになっている。

2 電子政府と歩調を合わせた電子自治体

こうした情報技術による我が国政府の革新は、同時に地方自治体の革新をもたらすことになる。既に、IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針(平成十二年八月地域

IT推進本部決定)では、電子政府と接続するために必要な自治体の電子化の推進を求めている。指針では、高度に情報化された自治体(電子自治体)の実現方向として次を示している。

ネットワークを活用した行政の簡素・効率化及び住民の利便性の向上

- 行政手続のオンライン化の推進
- 文書管理システムの導入、情報公開の推進等
- 住民への情報の積極的提供
- 情報検索システム(クリアリングシステム)の整備

高度、多様化する住民ニーズへの対応

- 福祉、教育、文化などあらゆる行政分野における行政の高度化の推進
- 情報化を支える職員及び住民の情報リテラシーの向上

地域における情報基盤の整備

- 情報通信基盤の整備
- 情報通信拠点施設の整備

4 地方自治体におけるIT推進の方向

このような二つのタイプの電子自治体への取り組みは、相互に関連があり、次のように考えることができる。まず、電子政府と歩調を合わせた電子自治体は、インターネット時代における行政サービスの新しい基盤と枠組みの整備を進めるものである。一方、この新しい枠組みに対して、地域独自の仕組みや考えを組み込むものが地方分権を踏まえた電子自治体と考えられる。これらを効率的な行政の実現や質の高い行政サービスの実現等を求めている行政改革という視点から見ると、前者は行政の

効率化とサービス機会の向上実現のための新しい枠組みの整備であり、後者はその枠組みを活用して住民にとってより価値の高い行政サービスの提供を推進するための取り組みと言い換えることができる。

すなわち、これからの地方自治体には、住民にとってより価値の高い行政サービスを最小のコストで提供する行政機関であることが求められ、その有効な手段として電子自治体の実現が求められていると考えることができる。

Level 1 電子政府と歩調を合わせた電子自治体

インターネット時代における行政サービスの新しい枠組みの整備

Level 2 地方分権を踏まえた電子自治体

住民にとってより価値の高い行政サービスを最小のコストで提供することへの取り組み

今後、地方自治体におけるIT推進の方向としては、右記のような電子政府と連携した電子自治体の推進を基本とし、これに地域独自の仕組みを組み込んだ地方分権を踏まえた電子自治体の実現を目

指すことであると考えられる。こうした地域の実態に即し、高度に情報化した電子自治体の出現は、行政部門における業務や組織のあり方に根本的な変革を迫るだけでなく、行政、住民、企業間の

コミュニケーションをより密接にするものと考えられる。今後の地方自治体におけるITへの取り組み姿勢が、成熟社会における地域の変革のカギをにぎっていると

5 公共サービス関連手続きの一括化とパーソナルサービス化

電子政府と連携した電子自治体の取り組みに伴う行政手続等のオンライン化の進展により、次の段階として、パーソナルサービスの実現が求められる。そもそも地方自治体等は、個人の生活を生涯にわたって総合的にサポートするサービスを提供している。しかしながら、その提供方法は、行政機関の担当課や公共サービス提供機関などによる提供者主体の個別サービスの仕組みであるため、例えば、引越の際には転入・転出手続きからはじまり、電気、ガス、電話、銀行、新聞やテレビなど、必要な手続に個別にアクセスしなければならぬ状況にある。これらを一括にパッケージングし、引越、

える。次に、このような電子自治体実現のヒントとなる取り組み方策の一例を示す。

サービスの提供も考えられる。運転免許やパスポートの更新時期の連絡、児童の予防接種の時期の連絡、年金手続きの確認などが、こうしたサービスに該当する。

今後は、行政間における関連手続き等の一括化に加え、官民に分散している個人向けサービスのうち、民間企業等との提携によりサービス水準が向上する生涯サービス等について、官民の垣根を越えたサービスのパッケージ化と、それらの広域による提供の仕組みを構築する必要がある。また、これらの仕組みを基に、個人の到達年齢に応じて必要なサービスを提供できる仕組みを構築することが求められる。

婚姻、出産、転職、健康管理など生活に関連するキーワードを検索すると、必要な情報やサービスが全て統合されて提供される仕組みが求められている。

一方、手続きの一括化と関連して、個人の生涯にわたる継続的な

【用語解説】

***霞が関WAN／総合行政ネットワーク(SGN)**
霞が関WANは国の省庁間の情報ネットワークのことであり、SGNは地方自治体間の情報ネットワークのこと。両者とも、電子メールや電子文書交換等の業務横断的なサービス提供等を行う。

***住民基本台帳ネットワークシステム**
全国市町村の住民基本台帳システムをネットワーク化したもの。本人確認情報(氏名・住所・性別・生年月日の4情報、住民票コード、付随情報)により、全国共通の本人確認ができる。

***電子認証基盤**
インターネット上での取引やコミュニケーションの安全性及び確実性を確保する仕組みのこと。現在、暗号技術を活用した「公開鍵暗号基盤(PKI)」の法制度整備が進んでいる。

***パブリックインボルブメント**
政策形成の過程において、住民の意見・意志を幅広く取り込む機会を設け、政策に反映させる住民参加手法のこと。具体的な形態としては、公聴会、検討委員会、アンケート調査、インタビュー調査、広報、意見募集などの手法がある。

***ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)**
各種アプリケーションソフトの機能をインターネット経由でユーザに提供する事業者のこと。この事業者が提供するサービスをASPサービスという。

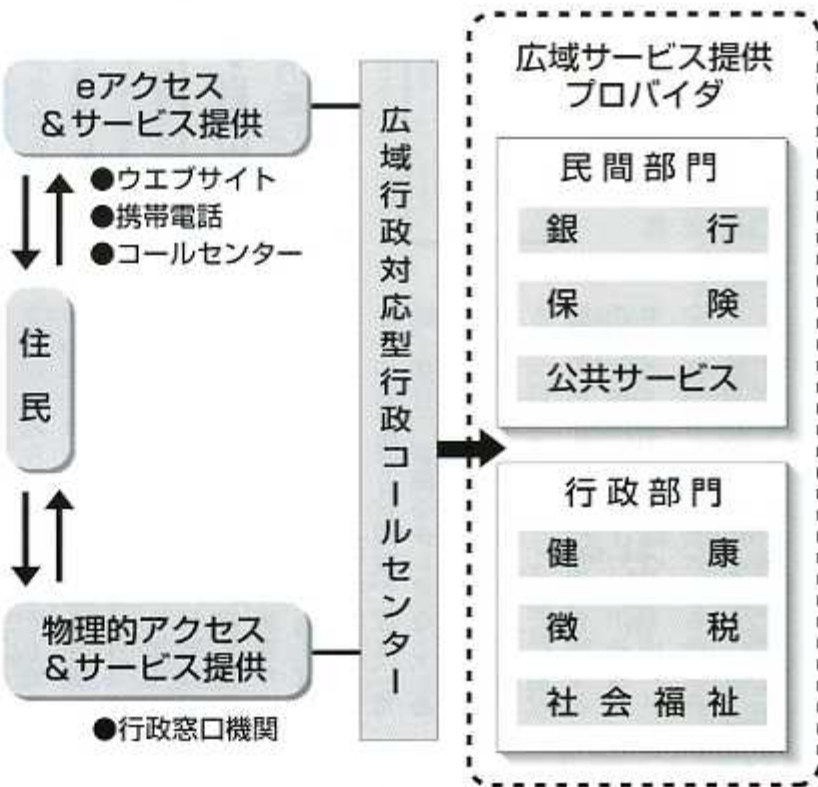
***シェアードサービス**
複数の組織で実施している経理、財務、人事、情報システムなどの間接業務を一か所に集中し、共有することで経費を削減する手法のこと。例えば、各自治体が独自に所有している財務管理システム、人事管理システム等の基幹系のシステムを一か所で集中処理することにより、自治体間において類似した間接業務のコスト削減を図ることができる。

***ポータルサイト**
インターネット上のホームページ等を検索する窓口のこと。電話帳やテレビ番組表などに相当する。

で保存することができるとともに、インターネット上における身分証明書としても利用が可能である。今後、二〇〇三年八月の住民基本台帳カード(ICカード)の導入に伴い個人向けサービスを強化するため、行政機関によるサービス提供に加え、民間事業者等のサービス提供を組み込むなど、ICカードの多目的な利用について地域独自の検討が求められている。

なお、紙面の制約等から、地域の実態に即した電子自治体の実現方策について一例を示すに留まっているが、本稿については現在受託調査研究中であるため、他の事例に関しては平成十三年四月以降、資料提供が可能となる。

官民携帯によるパッケージサービス提供の考え方



個人の生涯にわたるサービス提供記録
(出所:アンダーセンコンサルティングから山梨総合研究所作成)

「情報空間やまなし」の実現にむけて

情報政策課 地域情報化推進担当 清水 敏郎

1 情報化の動き

情報化をめぐる動きは、一昨年暮れの政府による「ミレニアムプロジェクト」の発表に前後し、「IT」という言葉の浸透とともに一段と活発になってきている。これより少し遡り本県における情報化施策や主な動きを紹介する。(下表参照)

本県では、平成六年三月地域情報化計画を策定した。この計画は平成十五年度を目標とする山梨幸住県計画の部門計画である。パソコン通信やLAN、衛星通信などの情報通信技術を積極的に活用し福祉、保健・医療、文化、環境な

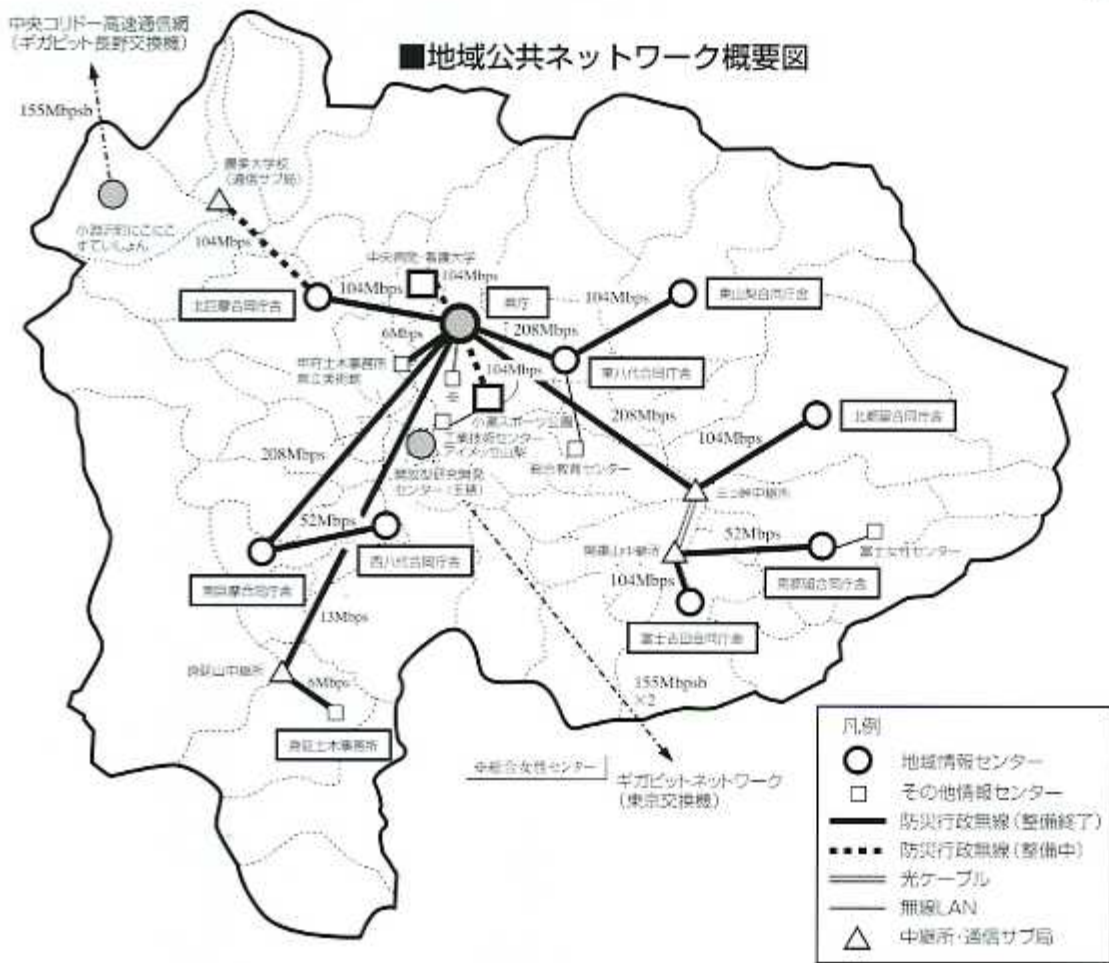
ど、県民生活の様々な分野の情報の提供や交流を促進することにより、人と人とのコミュニケーションを広げ、健康で安心して暮らせる豊かな生活環境創造のための情報化を目指すとしている。その体制づくりとして、平成七年四月山梨県地域情報化推進協議会が設立された。

平成六年十月山梨インターネット協会が設立され、当会が運営するネットワーク(YACC)により県内民間企業や一般県民のインターネット利用環境が生まれた。個人間の情報交換や情報発信を可

■近年の情報化に関する動き

国の計画等	県の計画等	県内での主な動き
行政情報化推進基本計画 (H6.12「当面の行政改革の推進方策について」閣議決定)	山梨県地域情報化計画 (H6.3策定)	山梨県地域情報化推進協議会発定(H7.4)中央コリドー高速通信実験プロジェクト推進協議会発定
行政情報化推進基本計画の改定について (H9.12閣議決定)	山梨県情報化構想 (H9.3策定)	山梨地域情報ネットワーク相互接続機構発定(H9.5)
高度情報通信社会推進に向けた基本方針 (H10.11高度情報通信社会推進本部決定)	情報化推進本部設置 (H10.5)	山梨県シームレス通信技術実験推進協議会発定(H10.6)
ミレニアム・プロジェクト (新しい千世紀プロジェクト)について (H11.12内閣総理大臣決定)	山梨県行政情報化推進計画 (H10.12情報化推進本部会議決定)	研究開発用ギガビットネットワーク接続装置設置/開放型研究開発センターオープン/山梨ギガビットネットワーク利用促進委員会発定(H11.4) 都市コミュニティ研究成果展開事業推進委員会発定(H11.9)
IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針 (H12.8地域IT推進本部決定)	YCN整備方針 (H12.7情報化推進本部会議決定)	防災行政無線大容量化工事(第1次)終了(H12.9) 防災行政無線大容量化工事(第2次)終了(H13.2)

■地域公共ネットワーク概要図



能とするインターネットは革新的な情報伝達手段として急激に普及することが予想された。こうした背景から平成九年三月、二十一世紀の高度情報化社会を展望しながら、本県が目指す高度情報化社会の理念とその足場を築くための戦

略的プロジェクトとして①山梨地域情報ネットワーク相互接続機構（YINIX）の設立②YCN（山梨コミュニケーションズネットワーク）構想③県民参加型実験の実施を掲げた山梨県情報化構想が策定された。平成十年五月には情報

2 YCN構想

化推進のための庁内体制として情報化推進本部を設置した。更に県庁内での事務効率化を進めるとともに、情報の共有や交換を通じて様々な課題に対する対応の迅速化やより効率的な施策の推進により、県民サービスの飛躍的向上と行政

山梨県情報化構想で掲げた戦略的プロジェクトの一つであるこのYCN（山梨コミュニケーションズネットワーク）構想は、県庁と合同庁舎を大容量の防災行政無線で結び情報通信基盤として活用し、この防災行政無線とCATV網、インターネットなどの情報通信基盤の相互接続を推進していこうというものである。これにより県民は、TV会議システムなどの情報通信機器を備えたより身近な場所で行行政相談や生涯学習講座など様々な行政サービスを受けることが可能となる。

平成十二年七月市町村を含めた県内地域公共ネットワーク整備の具体的な考え方を示すYCN整備方針を定めた。インターネット技術などを活用し各市町村は合同庁舎をアクセスポイントとして県のネットワークに接続する。県、各市町村とも自らのネットワーク（イ

運営の質的向上を図るため、県庁の事務・事業を対象とした「行政情報化推進計画」を平成十年十二月に策定し、これに合わせて一人一台パソコンの整備を行った。

（ントラネット）は自ら整備し、これらが相互に接続し合って地域公共ネットワークを整備するという考え方を示している。

防災行政無線は、平成四年から六年の三カ年で既に三、十九Mbpsに改修し、合同庁舎間で防災情報のみならず一般行政用途（電話、ファックス、データ）として有効活用しているが、更に大容量化（五二、二〇八Mbps）を進めることにより、高速ネットワークを介した新たな行政サービスを展開するとともに、市町村が整備するネットワークとの接続を図り県下全域に渡る公共ネットワークを築こうという計画である。大容量化工事は平成十一年度、十二年度にかけて進めており、平成十三年四月から本格運用できる見込みである。（概要図参照）

本県には、甲府市をはじめ二市十七町四村を加入エリアとする日

本最大級の民間CATV会社や下部町が運営する「下部コミュニケーションシヨンテレビ」、小淵沢町が運営する「にこにこすていしょん」等二十一のCATV局があり、世帯普及率八一%（平成十二年九月現在、全国第一位）となっていることから、市町村はイントラネット整備や県との接続に当たっては、光ファイバ網や専用線などのほか、このような既存の情報通信基盤を有効活用することも考慮する必要がある。

一方、県外とを結ぶ重要な情報通信基盤として、平成十一年四月研究開発用ギガビットネットワーク

（JGN）の接続装置が玉穂町内に整備された。更に、中央コリドール高速通信実験プロジェクト推進協議会が構築を進めている中央コリドール高速通信回線が長野から小淵沢町まで来ている。YCNは、県が整備する大容量防災行政無線と市町村や県内研究機関などが利用するこれら異種の情報通信基盤がシームレスに接続することにより実現するものである。各市町村ではイントラネット整備とYCNへの接続を積極的に推進していただきたい。

3 公共アプリケーションの整備

高速ネットワークが整備、拡大されることによりどのような行政サービスが展開できるのであろうか。情報化構想では県民参加型実験を行い、県民ニーズを把握するとともに、技術面、運用面の課題を検証することとしている。最初に行われた実証実験は、遠隔生涯学習支援システム（サテライトスクール）である。この実験は防災行政無線と双方向CATVをシームレスに接続し、メイン会場（山

梨県立女子短期大学、山梨学院大学）で開催される生涯学習講座をテレビ会議システムにより、サテライト会場（合同庁舎、公民館等）で受講できるようにしたものである。実験の結果、高速ネットワークを活用した新たな生涯学習スタイルの可能性を見出すことができた一方、双方向性を生かしたコンテンツを継続して供給することの困難性や、システムの安定性確保等の課題も浮き彫りになった。

実証実験の回数を重ねることによりこれらの課題は徐々に克服されつつあり、昨年は早稲田大学と共同でギガビットネットワークを使い、当大学が行う生涯学習講座を約二十回にわたり県民情報プラザ会議室で受講する実験が行われ、システムの安定性が実証された。

平成十一年九月には郵政省（現総務省）の認可法人通信・放送機構が公募した「都市コミュニケーション研究成果展開事業」に応募し、採択された。この事業は、本県がこれまで取り組んできた成果をギガビットネットワーク、衛星通信を含めた更にグローバルなネットワーク上に適用し、教育・行政・医療に関する高度なアプリケーションの研究開発を県や山梨大学、山梨医科大学、下部町などが中心となりこれに民間企業が参加して平成十六年三月まで継続して行うものである。昨年九月第一回成果発表会が開催された。教育では、山梨大学付属小学校と下部小学校との共同学習、下部町内三箇所にある学校の一体感を高める取り組み、下部小学校から県立科学館の天体望遠鏡を遠隔利用するシステムなどが紹介された。また、行政では広域的に使用できる物品調達データベースを構築し電子調達を行う「デジタル総合行政システム」、医療ではTV会議システムや画像のやり取りを通じて専門性や緊急性の高い症例患者の相談等を行う

遠隔医療プロジェクト（病診連携システム）の具体的な内容がそれぞれ紹介された。本年度中には機器やシステムの構築が終わり、四月から本格的に実験が始まる予定である。

この他、県立美術館収蔵品のデジタル化を行い、高精細な画像をインターネット上へ提供する仮想美術館システムが構築済みであり、同様のシステムが檜形町春仙美術館でも整備された。更に被害・避難安否情報システム（県／構築中）、県と富士吉田市・都留市・韭崎市・白根町・増穂町・身延町が連携し文化施設の予約・チケット販売・イベント情報提供を行うための文化情報ネットワークシステム（構築中）、八ヶ岳圏オーブンプラットフォーム（高根町・長坂町・大泉村・小淵沢町・白州町）の体育施設インターネット予約システム（平成十年度構築済）などがある。公共アプリケーションの整備はこのように急速に進んでおり、サービス分野も拡大している。YCN整備方針では、これら公共アプリケーションの整備を「生活・環境」「保健・医療・福祉」「産業振興」「教育・文化」「政策づくり」の五つの枠組みで推進することとしており、想定される代表的なアプリケーションを例示している。

4 市町村の取り組み

YCNは県のネットワークと各市町村のネットワークが相互に接続して形成される、行政サービスの展開を目的とした地域公共ネットワークである。このことから住民の接点となる市町村の取り組みが極めて大切である。平成十年度以降、郵政省（現総務省）などが行う国の補助事業を取り入れ、平成十二年末現在およそ半数の市町村がイントラネット整備など情報通信基盤の整備に取り組んでおり、

県全域で情報化が推進されつつある（左表参照）。また、平成十二年度末にはこれら市町村のうち都留市他七市町が光ケーブル等自営線で、六郷町他七町がINS回線で県との接続を行う予定である。更に、高根町他四町村が連携して行う事業など、複数の市町村が協力して光ケーブル網の整備やアプリケーションを開発する取り組みも始めており、広域行政の基盤として注目される。

市町村における情報通信基盤整備の状況

事業名	実施市町村
自治体ネットワーク施設整備事業	大月市(H11)、下部町(H11)、白根町(H11)、小淵沢町(H11)
広域的地域情報通信ネットワーク整備促進モデル構築	高根町・長坂町・大泉村・小淵沢町・白州町(H10)、下部町(H10)、富士吉田市・都留市・萩原市・増穂町・身延町・白根町(H11)
先進的情報通信システムモデル都市構築事業	檜形町(H11)
地域イントラネット基盤整備事業	塩山市(H12)、都留市(H11・H12)、大月市(H11)、春日居町(H12)、御坂町(H12)、八代町(H12)、竜王町(H12)、玉穂町(H12)、八田村(H12)、若草町(H12)、甲西町(H12)、大泉村(H12)、山中湖村(H12)
地域インターネット導入促進事業	韭崎市(H11)、八代町(H11)、三珠町(H11)、六郷町(H11)、新沢町(H11)、中富町(H11)、身延町(H11)、南部町(H11)、富沢町(H11)、早川町(H12)、白根町(H11)、芦安村(H11)、長坂町(H11)、丹波山村(H12)
広域的地域情報通信ネットワーク基盤整備事業	高根町・長坂町・大泉村・小淵沢町・白州町(H12)、八田村・白根町・芦安村・若草町・檜形町・甲西町(H12)
新世代地域ケーブルテレビ施設整備	白根町(H11)、芦安村(H12)、大泉村(H12)

(郵政省(現総務省)補助事業分、内示分を含む)

5 電子自治体への取り組み

国の情報化施策の基となる計画や方針は前掲の表のとおりであるが、平成十二年度になって「電子自治体」を推進する動きが急速になっている。「電子政府」についてはミレニアムプロジェクトにおいては二〇〇三年までにその基盤を構築するという政府の方針が示されているところであるが、電子自治体の考え方は昨年八月情報通信技術(IIT)革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部で決定された「IIT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」で具体的に示された。これを受け、電子自治体の推進に当っては県と市町村との連携を密にし総合的な行政サービスの向上を図ることが重要であることから、情報化に関する県及び市町村の連絡の場として「IIT推進化県・市町村連絡会議（IIT連絡会議）」を設けることとなった。IIT連絡会議では、県・市町

村を通ずる総合的な情報化を推進するための共通事項について自由な意見交換を行うこととしている。IIT連絡会議は、当面県の関係課長（企画課長・情報政策課長・私学文書課長・市町村課長）と市町村の情報主管課長を構成員とし、必要に応じてワーキンググループを設けることも想定している。

なお、電子自治体の実現に当っては基盤整備を行う必要があり、この指針では早急に取り組むべきものとして、庁内LAN（一人一台パソコン）と自治体を相互に結び公文書交換等を可能とする総合行政ネットワーク（SGN）の整備等が掲げられている。総合行政ネットワークは、まず、国と都道府県間の整備を行うこととしており、都道府県で必要な機器整備を本年度中に終え、四月から本構築に入る予定である。平成十五年度末までに全市町村を含めた整備を目指している。

6 今後の展望等

以上、本県の地域情報化の取り組み概要と電子自治体に関する動きについて紹介してきたが、その広がりや進展の速さは著しいものがある。今後市町村における情報

化への取り組みが本格化してくることであろうが、先行自治体との間で一時的な格差も懸念される。目標を定め着実な推進を図っていく必要がある。

北巨摩北部五町村の情報化について

小淵沢町 企画課 情報担当 三井 典子

1 はじめに

山梨県の北部に位置する高根町、長坂町、大泉村、白州町、小淵沢町は、八ヶ岳・甲斐駒ヶ岳のふもとにある人口約三万三千七百人の地域である。産業的には農業が主体であるが、近年は観光地としても注目されている。

もともと八ヶ岳南麓四町村（高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町）は、環境的にも類似しており、行政的に連携して事業を行うことが多かった。例えば、観光や国際交

流などについても四町村で事業を共同で行っているなど、以前から広域的に連携して事業を行っている。

情報化についても例外ではなく、一町村の問題としてだけでなく、広域的な視点から議論されるべき問題であるため、四町村の企画担当課長会議などで度々議題として上がり、繰り返し検討を重ねてきた。

2 五町村情報化の経過

こうした地域的な類似性はあるものの当初から広域的に連携して情報化が進んだわけではなく、初期段階では、各町村独自で情報化を推進していた。

高根町では、他地域に先駆けてCATV局を開設し、再送信とともに、町独自のチャンネルを開設することによりテレビを通じて情報提供を行う環境を整備した。

小淵沢町では、民間CATV局が町中心部にCATV網の整備を計画していたため、町では、今後の情報化社会の到来を予測し、民間CATV局と連携した農村多元情報システムを計画し、平成七年に農林水産省の補助事業として採択され、町営CATV局を平成八年七月に開局した。

現在の五町村内のCATV網は、高根町、小淵沢町が整備されており、長坂町では、民間CATV局がほぼ全部を網羅する形で整備している。大泉村でも整備については進めているところである。このように本地域では、CATV網が整備されつつあるが、情報通信分野の急速な展開に伴い、このインフラを情報通信網としての活用ができないかということが考えられた。

このため小淵沢町では、平成十年に情報基盤協議会の地域分科会を開催し、住民サービス向上のため、高度情報通信基盤の創造的な活用方針を検討するとともに、そのために解決すべき課題と方策をまとめた「小淵沢町地域情報化計

画」を平成十一年三月に策定した。

こうした情報化への取り組みは小淵沢町単独で行われていたものであるが、広域的な連携が重要となってきたこと、各町村も同様の課題を抱えていることなどから広域での問題解決や意見交換が必要となった。

また、以前から行われていた八ヶ岳南麓四町村（高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町）の企画担当課長会議の中でも情報化について議論されるようになり、市町村合併等を考慮しながら、広域的視点からの広域情報化について検討され、財団法人広域関東圏産業活性化センターに調査を依頼し、平成十一年三月に調査報告書がまとまり、八ヶ岳南麓地域情報化構想を策定した。

この中で情報化推進における課題として、
 ・都市に向けての情報発信・受け入れシステムの構築
 ・四町村における広域間の相互連携を推進するための共通情報基

盤の整備

・サテライトオフィス・テレワーク等が可能となる情報基盤の整備
 ・地域の多様な情報の提供、意見や要望等を収集する仕組みの構築
 ・地域密着型生活情報サービスの仕組みの構築や新たなコミュニティサービス手段の整備
 ・住民サービスの充実、保健・医療・福祉の充実
 などがあげられた。

現状では、情報化の基盤となる通信網の整備状況に差異があり、第一に、通信網のレベルアップをはかり、エリア内を平準化することが先決となった。

そして、四町村連携によるマルチメディアセンターの設置、広域ネットワークに対応したシステムの開発、情報システムの構築・運営管理の中核となる人材の確保、CATV運用の合理化の必要性が明確になった。

3 情報化への取り組み

平成十年十二月に郵政省（現総務省）から広域的な地域情報通信ネットワーク整備促進モデル構築事業について打診があった。

これまで四町村の情報化について検討がされてきたが、この事業をさらに広域的に進め地域の活性化につなげようと平成十一年二月

に白州町も含めて取り組むことに決定した。

この事業では、住民並びに本地域を訪れる方々への情報提供の高度化と、行政間の情報化による連携を強化するため、インターネットを活用した観光・公共施設利用ネットワークシステムや五町村協働のホームページ「甲斐駒・八ヶ岳デジタルタウン」の構築を行った。これらの五町村共通のソフト基盤は「八ヶ岳オーブンプラットフォーム」であり、小淵沢町役場内に八ヶ岳マルチメディアセンターを開設した。

この事業での「八ヶ岳オーブンプラットフォーム」の機能としては、
 ・広域での公共施設予約管理システム
 ・行政情報システム
 ・電子メール・掲示板システム
 ・広報電子化・生活便利帳システム

4 五町村情報化の現状

ム
 ・観光情報システム
 等であるが、将来的には広域保健福祉データベース、広域地図データベースにも活用していきたい考えである。

このシステムの管理・運営のため、平成十一年六月に八ヶ岳オーブンプラットフォーム運営委員会を設立した。

モデル構築事業が完了した後の課題として、この運営委員会で検討していかなければならないことは、広域イントラネット、広域間の基盤の整備であった。

システム的には八ヶ岳南麓広域地域情報化構想をもとにこれに準じたものになっているが、各町村とマルチメディアセンターを接続するインフラについては今後の課題となった。

小淵沢町では、平成十一年四月にCATVインターネット事業を民間と共同で開始、長坂町では、平成十二年度に「地域インターネット導入促進事業」に取り組み、役場庁舎内並びに公共施設間におけるLAN整備を行った。

等へのネットワークの整備を進め、五町村間相互での高速大容量通信の実施や、地域全体における双方向通信の実施が課題となっている。このような課題を解決するため、山梨県と五町村は、広域的な地域情報通信ネットワーク基盤整備事業に取り組んでいる。この事業は、本地域の広域ネットワークと県が

構築している山梨コミュニケーションズネットワークをオンラインで結び、本地域におけるネットワークを強化し、行政間における情報連携の充実と住民への行政サービスの高度化、行政事務効率化のための基盤整備を目的としている。

県と五町村との接続には大容量の無線を使用し、各町村間の通信に関しては光ケーブルによる接続、さらに各町村では地域イントラを整備して、役場庁舎と公共施設等の通信網の整備を行う計画である。光ケーブルは、百芯で五町村を一周するループ構成とすることとなった。

これは、五町村相互間での情報

5

五町村情報化の今後

五町村間の光ケーブルを有効に利用していくには、このインフラを利用して提供されるサービスについて検討し、整備していく必要がある。

五町村間が光ケーブルで接続されるようになる、庁内LANと同じようなスピードで情報のやり取りが可能になり、システム及びデータについて共有することが可能となってくる。

しかし、各町村がいまままでのよ

交換に優れていること、将来的に万が一の事故時にも対応でき、また将来的に行政情報等に利用していく点から非常に重要な幹線となるため、バックアップ体制を考へてのことである。

また、八ヶ岳南麓広域地域情報化構想策定調査報告書では、この五町村間の光ケーブルの情報基盤を、将来的にはCATV網としての利用について考慮されている。現状では伝送路に差異のあるCATV局を整備計画中のCATV局と接続可能な状態に整備して広域ネットワーク化をはかり、番組制作体制の合理化によって、相互に情報交換できるように提案されている。

うにシステムをバラバラに導入していたのでは、インフラが整備されて接続されただけでは相互にシステムを利用することはできない。

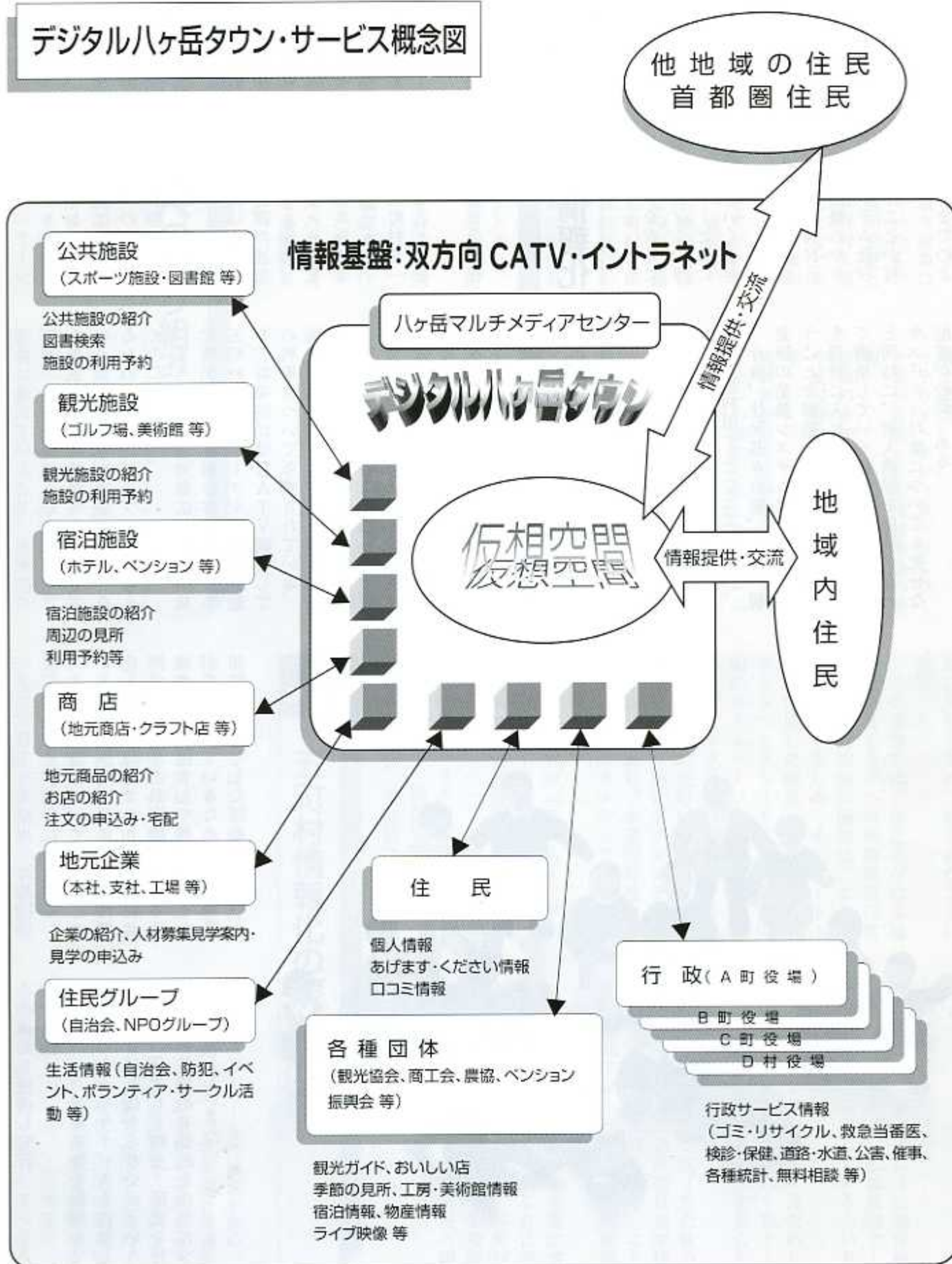
今後、住民基本台帳、国保、税金等の業務システムは、広域で行うことを前提とし、ネットワークを視野に入れたシステムを統一して構築していく必要がある。これと同時に、個人情報保護を確保するセキュリティ対策についても充分な配慮が必要である。

また、GISを活用した地図情報システムを広域的に活用するシステムの構築についても検討していきたい。医療関係に対する情報化も今後の課題であり、四町村共同で運営する山梨甲陽病院は本地域の中核病院として機能することが求められているため、山梨甲陽病院をコアとした医療ネットワー

クの構築も連携して行っていく必要がある。こういった情報基盤を利用して今後どのようなサービスを提供していかなければならないかということについても、調査・研究を行い、情報基盤の有効的な活用について検討していきたい。



デジタルハケ岳タウン・サービス概念図



—IT社会における個人情報保護の保護

市町村課 行政選挙担当

古屋 明

2 個人情報保護のための法制化

1 はじめに

二〇〇三年度までに電子政府を実現する政府の「e-Japan戦略」が本格的に動き出している。

全国の地方公共団体及び国の機関が結ばれ文書のやり取りがネット上で行われる「総合行政ネットワーク」、全国の市町村の住民基本台帳に関する情報が結ばれ住民票の写しの広域交付などを行う「住民基本台帳ネットワークシステム」と、さらには、庁内LAN、一人一台パソコンの整備、地域イントラネットの構築など、高度情報化の波が市町村に押し寄せてきている。一方、社会生活や企業活動においても、インターネットや携帯電話など、インターネットや携帯

のできないものとなっている。

このような中、私たち個人の情報がデジタル化され、知らぬ間にネット上を飛び回っている状況が生じてきている。まったく知らない会社から、興味のない金融商品に関する勧誘の電話やダイレクトメール、さらには、eメールが届くことがしばしばある。不快であるばかりでなく、気味の悪い気分をした覚えのない人はないのではないかと思う。また、個人情報を買って買いたたけようとする名簿業者が現れ、市民二十一人分の住民基本台帳情報が、売買の対象としてインターネット上に掲載された実例もある。

このため、国は、高度情報通信社会（IT社会）を推進していく

において、必要となる個人情報の保護を検討していくため、平成十一年七月に高度情報通信社会推進本部の下に個人情報保護検討部会を設けた。同部会は平成十一年十一月に「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」を取りまとめ、我が国の個人情報保護システムの中核となる基本原則等を確立するための全分野を包括する基本法の制定の必要性を報告した。これを受け、国は、同本部の下に個人情報保護法制化専門委員会を設け、基本的な法制制について、国民、関係団体、関係省庁等から意見の聴取を受ける中で、平成十二年十月に「個人情報保護基本法制に関する大綱」を決定した。

これまで、国では、政府機関に

関するものとして、昭和六十三年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（以下、「六十二年法」という。）を制定し、法律名のとおり①国の行政機関の保有する②電子計算機処理に係わる個人情報を対象として保護してきた。また、民間事業者については、各省庁ごとに所管する個別問題の生じている事項についてガイドライン等を通じ、業界において自主規制が行われてきた。しかし、この法律やこれまでの自主規制では、保護の対象があまりにも狭くあったり、先に述べたような社会において個人情報の取扱いにおける問題や電子計算機によらないマニユアル処理情報の問題を含め、国民のプライ

パシー意識の高まる中で、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報保護の保護対策としての役割を十分に果たすことができない状況に至っていたところであり、包括的な国の法制が待たれていた。

また、国際的には、国際的なデータ流通の本格化にともない、国によって個人情報保護制度が異なることが、国際的な情報流通の阻害要因として認識されるようになった。その結果、先進国が世界経済全般について協議するための機関である経済協力開発機構（OECD）において、一九八〇年に、「プライバシーと情報の自由な流通」という競合する価値を調和させることを目的として「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事會勧告」（OECD 8原則）を採

択し、加盟国に国内法の整備を求めるとともに、個人情報保護の国際流通に対する不当な阻害の回避を求めた。さらに、欧州連合（EU）においては、一九九五年、この8原則を踏まえ、加盟国に三年以内

に法整備を求めるとともに、個人データの第三国への移転について、

第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に行うことができる旨の指令を発した。これらのことにより、欧州諸国をはじめとするほとんどの先進国において、社会経済における個人情報の有用性を認める中で経済活動との調和を図った法整備が進められ、グローバル化・ボーダーレス化が進む中での、高度情報通信社会への基盤が整備されてきている。

一方、先進的な地方公共団体においては、条例において包括的な個人情報保護対策を行う団体が現れ、自己の持つ個人情報の保護に限らず、民間事業者の持つ個人情報をも保護していくものも見られるようになった。

今後、国においては、この大綱を基に、「個人情報保護基本法案（仮称）」を今通常国会に提出し、その成立を図ることとしている。また、六十三年法についても、基本法により民間事業者に求められる要件より厳しい要件を盛り込んだ所要の改正を行うとともに、個人情報の保護を必要とする個別立法についても、必要な見直しを早期におこなうこととしている。

3 「個人情報保護基本法制に関する大綱」の概要

1 目的

高度情報通信社会の進展の下、個人情報保護の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報

の適正な取扱いに関し基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。

2 基本原則（全ての個人情報の取扱いに適用される原則）

個人情報保護は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報を取り扱う者は、以下の原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(1) 利用目的による制限

個人情報は、その利用目的が明確にされるときともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱われること。

(2) 適正な方法による取得

個人情報は、適法かつ適正な方法によって取得されること。（隠し撮りや詐欺的な方法などによる情報の取得の禁止）

(3) 内容の正確性の確保

個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保たれること。

(4) 安全保護措置の実施

個人情報は、適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われること。
 ・システム内における専用回線の利用やファイヤーウォールの設置などのハード措置や取り扱う者への漏洩防止措置など）

(5) 透明性の確保

個人情報の取扱いに関しては、本人が適切に関与し得るなど必要な透明性が確保されること。（本人が自己情報にアクセスできる方法が確保されることを意味する。「3」における公表開示等を含む。）

3 個人情報取扱事業者（仮称）

の義務等（個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者（零細なものは除外を予定）、例えば、顧客リストを保有するデパートなどが対象となる。）

(1) 利用目的による制限及び適正な取得

・利用目的の明確化及びその範囲内での取扱い（目的変更は合理的な範囲内のみ可）

・取得の際の利用目的の通知、公表等（本人の同意を要するというものではなく、本人の同意があるのならば、この法制は適用がない。）

(2) 適正な管理

・安全保護措置の実施、従事者及び委託先に対する監督等（従事者や委託先の漏洩等に対し、事業者は責任を負うこととなる。）

(3) 第三者提供の制限

個人データの第三者提供の制限

(4) 公表等

利用目的、個人情報の保有に責任を有する事業者名等についての公表等（行政に登録して公表されるのではなく、事業者が自主的にパンフレットやインターネット上で①利用目的②個人情報の保有に責任を有する事業者名③開示等に必要の手続④その他個人情報

の保護を図るために必要な事項を公表する。〕

(5) 開示

本人から自己の個人データについて開示の求めがあった場合の本人への開示

(6) 訂正等

本人から自己の個人データの内容について正確かつ最新の事実を反映するよう求めがあった場合の訂正等

(7) 利用停止等

本人から自己の個人データについて一定の理由により利用停止等の求めがあった場合の利用停止等

(8) 苦情の処理

苦情について、必要な体制整備等を行い、適切かつ迅速な処理に努める。(一次的には、事業者本人が窓口を設けて行う。当事者間で解決しない場合、認定団体や行政が関与する。)

(9) 苦情の処理等を行う団体の認定

苦情の処理等を行うために、個人情報取扱事業者を構成員とする団体を設け、申請により主務大臣の認定を受けることができる。

(注) (1)、(3)、(7)については一定の場合に適用を除外

4 政府の措置及び施策

(1) 国の行政機関の保有する個人情報

の保護

本基本法制の趣旨にのっとり、別に法制上の措置を講ずる。(行政機関が法令に基づく厳格な保護管理の下に置かれていることから、

より厳しい法制措置を行う。この考え方は地方公共団体についても同じ。)

(2) 独立行政法人等に対する措置

本基本法制の趣旨にのっとり、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。(地方公共団体における公社等についても同様な考えの下に必要な措置を採る必要がある。)

(3) 法制上の措置等

特に厳格な保護を要する等、別途の措置が必要なものについては、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。(センシティブ情報についてより厳格な法制措置)

(4) 個人情報の保護の推進に関する基本方針の策定等

・ 施策の基本となるべき事項、各行政機関の役割等について、基本方針を定める。

・ 基本方針に基づき、個人情報の保護のための取組の支援等のために必要な措置を講ずる。

(5) 主務大臣の指示等 (欧州の制度のような独立的な苦情・紛争処理機関を設けず、当事者間における自発的な苦情・紛争処理を原則として、個々の業種ごとに所管する省庁の大臣が規制等を行っていく。)

・ 個人情報取扱事業者又は認定団体に対する報告徴収、助言、改善指示

・ 個人情報取扱事業者に対する改善

・ 中止命令 (「6 罰則」参照)

5 地方公共団体の措置

(1) 地方公共団体の保有する個人情報に関する施策

基本法制の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、これを実施するよう努める。(総務省の地域IT推進のためのアクション・プランにおいては、平成十三年度から地方公共団体に所要の措置を講ずるよう要請していくこととしている。)

(2) 区域内の事業者及び住民に対する支援等

・ 区域内に所在する事業者及び住民に対する支援等の施策の実施に努める。

・ 苦情の処理のあっせん等必要な施策を講ずるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講じるにつき、相協力する。

6 罰則

主務大臣の改善・中止命令に対する違反につき、罰則を設ける。

7 その他

・ 報道分野等については、「3」

4 基本法制の特徴

以下、大綱に示された基本法制の特徴を述べると、

(1) 国際的な動向の中で、企業活動等における個人情報の有用性に配慮した個人データの自由な移動の問題と人格権の保護としての個人

の諸規定を適用せず、「1」、「2」に基づき、自主的な取組を行うよう努力

・ 他の法律に特別の規定がある場合、公益上の必要性からの配慮が必要な場合等については具体的に検討

・ 基本法制の制度運営が個人情報の取扱いの実態及び今後の動向に適時・的確に対応したものとなるよう、有識者等の意見を反映させるための仕組みを整備すること等を検討

(注)用語の意味は以下のとおり

(1) 個人情報：個人に関する情報であつて、個人が識別可能なもの

(2) 個人情報の取扱い：個人情報に関する様々な行為であつて、その利用等を含む

(3) 個人情報データベース等：電子計算機等を用いて検索することができるよう体系化された個人情報の集合物(一定のマニユアル処理情報を含む)

(4) 個人データ：個人情報データベース等を構成する個人情報

(5) 個人情報取扱事業者：民間事業者等のうち、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者

※へ)内は、筆者が補足した解説です。

データ保護の問題とを調整し、我が国における高度情報通信社会の基盤の一つを整備すること。

(2) 基本法制は、基本原則に示された行政部門と民間部門を通じた共通の基本法であるとともに、民間

部門の各種の分野に共通する実質的な規定を持つ一般法としての役割を持つこと。つまり、個別の領域において特別な措置が必要なものにあつては、個別法でさらに厳しい措置を採っていくことを予定していること。

(3)基本法制は、行政による規制を出きる限り最小限なものとし、民間事業者の自主的な保護措置を前提としていること。

(4)全ての対象が基本原則の下にあ

5 今後の方向

昨年、山梨地方自治研究会において「個人情報保護条例試案」が公表され、既に活用されているところであるかと思うが、今後、この大綱を踏まえ、個人情報保護条例の制定改正を含め、個人情報保護の保護策を進めるにあたり留意・検討していただきたいこととして、

(1)基本法制は、IT社会における個人情報の流通の有用性を認める中で、個人情報の保護に関して基本的なルールを創り両者の調和を図っていくものであり、IT社会の進展を妨げるものではないこと。

例えば、市町村の条例の中には、市町村の電子計算機に一律にオンライン接続を禁止する規定を持つものが見られるが、IT社会の進展の中でオンライン接続は避けて通れないものであり、接続条件や

が、法制における事業者の採る保護措置は、一般文書に及ぶものではなく、個人情報データベース等が対象となるもので、現在多くの地方公共団体の包括的な個人情報保護条例に見られる行政文書一般を対象としたものとは異なる。つまり、プライバシー保護のため的一般法という性格は弱く、データ保護のための一般法という性格を持つものであること。

安全保護措置などを十分検討し、見直ししていく必要が出てきている。

(2)基本法制により、民間事業者に対する個人情報保護のための全国一律の措置が採られるが、条例等において独自の民間事業者に対する措置（民間事業者に対する責務規定以上の登録制、改善命令、勧告、公表などの実質規定を独自措置として持つ場合）を行っている（行おうとする）団体にあつては、保護対策の重複・競合が生じ、民間事業者が加重な負担を負うことが考えられるので、民間事業者に対する独自の措置について慎重な検討を要する。

(3)六十三年度の改正内容が把握できない状況にあるが、地方公共団体の保有する個人情報の保護対策

は、基本法制に定められる民間事業者に求められる保護措置以上のものが求められており、公務という特殊性を考慮する中で、少なくとも民間事業者が行う保護措置等を上回る保護措置を含む条例の早期制定が望まれる（現状、本人から自己の個人データについて一定の理由により利用停止の求めがあった場合の利用停止の規定を欠く条例が見られるが、法令による事務において、利用停止を行うことは困難であり、適用していく事務の範囲等について検討していく必要が出てきている）。なお、この場合、一般行政文書に係わる保護措置について、基本法制における個人データの保護措置と同等な取扱いを行うか、また、異なる取

扱いを行うかの検討を要する。

(4)基本法制により、新たに区域内の事業者及び住民に対する支援や苦情の処理あっせんなどの事務の一翼を市町村が担っていくことが予定されており、市町村において独自の保護策を採って行く場合、この点について留意していく必要がある。

(5)基本法制とは直接関連はないが、個人情報の漏洩を防ぐため、職員に關しては地方公務員法等で守秘義務が課せられ罰則の適用が担保されているが、電子計算機処理を委託する業者や個人情報保護審査会委員など公務に係わる個人情報を取り扱う者に対しても必要な漏洩防止策を検討していく必要が出てきている。

6 おわりに

昨年の自治省の調査によると、平成十二年四月二日現在、千七百四十八（制定率五・七％）の地方公共団体が個人情報保護条例を制定している。その内、六百四十七団体が電子計算機処理に限らずデジタル処理までを対象とし、また、三百八十二団体が自己の保有する個人情報に限らず民間部門までを対象としている。

県内においては、平成十三年一月一日現在、一九市町村（制定率三〇・〇％）が個人情報保護条例を制定している

ものの、全国に比べ制定状況が低いものとなっている。また、電子計算機処理に限らずデジタル処理までを対象としている団体も、市川大門町、富士吉田市、小菅村、下部町、小淵沢町、白根町、御坂町、竜王町の八団体と、包括的な個人情報の保護に関するものも少なく、高度情報通信社会の進展していく中で個人情報の保護がいかに重要かを認識し、また、地域のIT化を促進する意味からも早期の制定を御願したい。

珍感 分聞



中央が馬さん

外国人から見た山梨・日本

日本の最高の美

中国四川省派遣職員 馬 国良

富士山と桜は本当に美しい。実際に見たことのない人でも、映画や写真などを見て、その美しさに魅せられる姿を想像できる。私は日本に八か月住んでいるが、これらと同じくらい美しいと感じるものがある。それはお辞儀と和服である。

・お辞儀について

お辞儀は日本の国民性を代表するものだと言っても過言ではないと思う。特に日本人同士、中でも中高年者のお辞儀は面白く、まるで演劇を観ているかのようである。

何か用事があつて国際課を訪れる人は、ドアを自分の頭ほどの隙間に開け、目当ての人がいるかどうかを確認する。私の席はドアと向かい合っているの、ふと見たとき隙間から頭が覗いていきよとしたことが度々ある。目当ての人がいないと、頭はさつと消える。それはさながら亀の頭が腹に引つ込む時のようだ。相手がいる場合、客人は課に入りドアからすぐの所に立つと、職員が座っている方に向かってお辞儀をする。これは職員全員に対するものだろう。それから相手の席

まで歩いていく傍らお辞儀をする。相手の席に着くと、「私は〇〇と申します、宜しくお願ひします。」と言いなから、名刺を取り出し、手渡ししながらお辞儀をする。相手も同じように動作をする。身長が同じだったら、頭がぶつかりそうだ。ひととおり終わるまで、何回もお辞儀は繰り返される。

なぜそんなにお辞儀に魅力を感じているかというと、お辞儀は他の挨拶方法である握手、抱擁、頬ずりなどより文明的で、かつ衛生的だと思ふからである。お辞儀からは話相手に対する愛情や敬意、感謝等様々なものが伝わってくる。

・和服について

以前、中国の唐時代を題材にした番組を観ていた時、その中で女性が着ていた服が日本の和服とよく似ていることに気がついた。この時代、中日両国の交流は盛んで、日本からの遣唐使は政治制度や文化などを勉強して持ち帰ったというから、その時唐人の婦人服が日本に伝わり改良され、独特な和服となったのだろう。

実を言うと私は、唐人婦人服より

和服の方が綺麗だと思う。というのは、まず色の面において和服の方が種類が多い。唐人婦人服は、灰色と黒が主流で、赤、黄色、ピンクなどの色は見たことがない。また、縫製法で比較すると、和服の背中部分には四角いものが付いている。その実用性はわからないが、見た目に前胸と相呼応してバランスがとれているように思われる。

和服は世界中の女性に似合うというわけではない。肌のきめが粗くざらざらしている人にはあまり似合わない。その点、日本女性の肌のきめ細やかさは海外でも名高い。だから、日本人の女性が着ると、なめらかな印象であり、陶磁器の流線型を思わせるのである。

街の中で、和服を着た女性が振り向かれたり、見つめられたりすることが度々ある。私もそうだが、見ている人の心境は、まるで眼草（ちんそう）と触れただけで全身の筋肉が萎み、体がぐったりとしてしまふーに触れたようではないだろうか。

◆
提言

感性こそ行政マンの原点

苦言



NPO法人 山梨メセナ協会 専務理事 堀内 克一

先の先を予知できる
想像力を磨く

混沌とした先の見えない社会、価値観が大きく揺れている社会にあって、時代の先の又先を読む「感性」こそ今後重要になって来ると思っています。

特に地方行政を預かる首長や職員こそ、想像力の源泉である感性を大いに磨く事が求められ、この感性の差異が今後激しくなるであろう自治体間の競争のキーワードにもなるものと思っています。

この様な時代の大きな曲がり角では、知識や経験、知恵にもまして予知、予感能力を養うことこそ極めて重要だからであります。

住民の小さな要求からでも時代の底流や課題を読みとる、その感性こそがこれからは行政マンに強く求められるのではないのでしょうか。

住民参加や住民アンケートも結構ですが、これはあくまで手法のひとつであり、何を指すのかきちつとした思想がなければ、大衆迎合の誹りは免れませんし、よその物まねの様な事にもなりかねません。

感性や想像力は芸術に
触れて磨かれる

例えば、私達がミレーの晩鐘の作品やベートーベンの交響曲などの芸術作品に接し、言いしれぬ感動を覚え、身のしびれる、また、今まで思いも寄らなかつた想像の世界に引き込まれて、はっとし、更に何か分からないけれども大きな衝撃を受けた様な経験をお持ちの方は多いと思います。

優れた芸術作品ほど、衝撃が大きく、そこに表現された世界は広く深いのであります。そうした作品から人々は「想像の翼」を広げ「想像の旅」をし、強力な精神的なパワーを注入されるのであります。

画家の岡本太郎は、「芸術は爆発であり事の本質を切り取る」と言いましたが、芸術の力と社会の底流を読みとるその特性を端的に言い当てた言葉と言えます。

しかも、「芸術は、人間が自らの曖昧な感情や意志を作品と言う音やたちによって明確にする営み」とも言われていますが、その芸術作品を鑑賞する事で人々は触発され、多くの芸術に触れることで、鑑賞者の感性や想像性が磨かれていくのであります。

先の見えない、不安の多い社会のなかでこそ、人間の五感を動員して時代の底流を読む感性を磨くことの意義がそこにあるのであります。

「精神文化」は社会の
潜在的力を引き出す

「たかが文化や芸術活動」と思っている人は多いと思います。

しかし、十四世紀から十六世紀にかけてイタリヤを彗星とする、文化革命、所謂ルネッサンス運動は、社会再生の革命的なものでした。この運動によって当時混乱と沈滞のヨーロッパ社会の経済や社会に想像もつかない程の活気をもたらしたのであります。

封建的な社会で全てが行き詰まり、価値観は混乱し、人心の乱れが極に達していたなかでのことでした。

この運動を契機に、人々は自信を取り戻し、次々と新しい技術や産業、交通、貿易、国をこえた人、物、情報の交換を生み、君主を中心とした保守的な様々な社会の仕組みに風穴をあけ、その後の産業革命の起爆剤になったのであります。

こうした例は、世界史の中では珍しくなく、日本の近代化の夜明けと言われる、江戸文化にも見る事ができます。

今まさに、日本はルネッサンスの前夜の様相にあると思います。先が見えない混沌とした現在こそ、「精神文化の振興」が必要であることを歴史が物語っているのであります。

芸術や文化は公共の財産

文化活動の中で創造の先駆的な役割を担っている芸術活動に対して、まだまだ社会はその重要性を認識していません。人々に想像と創造の力を注入してくれる芸術作品は、単なる「癒し」の対象や趣味人の為のものだけではありません。しかし、残念ながら日本においてはこの様な精神文化が軽んぜられ、物やお金がバブルの後の今も支配しています。

今全国に「丁大合唱が轟いています。バブルや戦争も含め過去の日本人は、一点に偏る危険性を歴史の中で経験してきました。基軸なき日本人、それは精神文化の乏しさに大いに起因しているのではないのでしょうか。

精神文化を具体的なカタチとして表現されたものが芸術作品であります。この様にして創造された質の高い芸術作品は、文化遺産とも言えるものであり、公共の財産でもあります。しかし、日本にはまだそうした考えをもつ人は極めて少なく、行政の首長や職員の多くはまだそれに気づいていません。

市場経済に馴染まない芸術文化

様々な芸術や文化活動は、現在の市場主義経済では到底維持継続する事が出来ません。

例えば、年に一、二回のオペラや演劇公演のために、一年や二年も前から、延べ何百人と言う役者やこれを支えるスタッフ、オーケストラが稽古や準備をし、膨大な時間と人、金を投入して

います。

ところがそれへの収入源は限られた入場料だけと言う事が多いのであります。援助がなければ到底公演はできない現実があります。しかも他の生産活動と異なり、注文を先に受けて制作にかかる事の出来にくい性格を持っています。

文化支援の社会的意義

ところで、山梨と言う独特の自然環境と風土は、一面では他から真似の出来ない、個性溢れる文化や芸術が育つ環境に恵まれております。その山梨の地に文化を支える人材を育て山梨の活性化につなげようとして立ち上げた組織が、平成八年に設立した山梨メセナ協会（芸術文化支援協会）です。これは県内の経営者や有志個人百三十人が自発的に立ち上げた全国でも数少ない組織です。

この会は、ヨーロッパのパトロンの様なものを組織化したもので、支援をしても口は出さない、影ながら支えると言う社会貢献活動を目指しています。私は、この様な文化を育てる人や組織がどんどん広がれば文化の裾野が広がって欲しいと願っています。

これからの行政は、目立つ目先の事の処理にのみ追われるのではなく、将来を担う多様な分野の優れた人材を影ながら継続して育てることこそ重要です。そのためには、本当に文化の素晴らしさが分かる、感性と想像力に富んだ首長や行政職員が一人でも多く輩出され社会を先導して欲しいと切に願っています。

驚くべき文化活動の経済波及効果

国や自治体は、財政状況が厳しくなると真っ先に芸術や文化関係の予算を切ることがしばしば見られます。それは、今だ芸術文化は、「社会活動にはあまり役立たないもの」「贅沢なもの」「あるにこした事はない程度のもの」「経済活動にはほど遠いもの」との認識が根深くあるからだと思います。

経済が悪化すると、すぐハード中心の公共事業が話題となり、すぐに目の見える成果が目がいてしまい、そうでなくても零細な文化予算は真っ先に削減されます。

では、本当に芸術文化活動は、短期的に見ても効果を期待出来ないのでしょうか。

これについて最近大学での研究が進んできていますが、一九九七年に文化庁から委託されて東京の職員研修所が行った「東京都産業連関表」は注目すべき内容をもっています。

これは、文化活動と公共事業の代表格である「建設」と言われる住宅や非住宅の建設、土木等との経済波及効果の比較でありました。

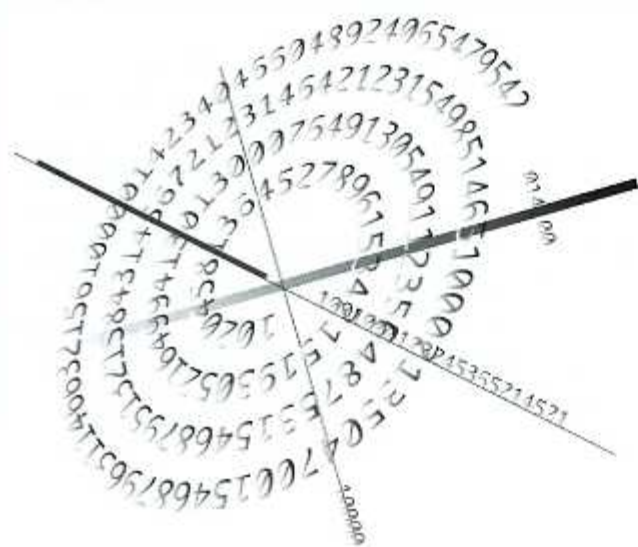
それによりみると、同じ十億円を芸術文化産業（ビデオ、映画、劇場、ミュージアム、興業、文化イベント等）と建設事業にそれぞれ投資したと仮定して、芸術文化と建設の経済波及効果を比較した場合、地元への誘発効果は文化産業が十五億七千七百万円、建設は十三億円と言う結果でありました。

これは東京と言う限られた場所での

結果であり、山梨とは状況が異なります。しかし、「刺身の端」くらいにしか認識されて来なかった芸術文化活動に、こんなにも大きな経済波及効果があるという事です。

さらに、国や知れない程の人々への精神文化高揚による社会への波及効果を考えれば、長い目で見て、文化への財政投資がどんなに日本の山梨の将来にとって重要であるかが分かります。

この事を是非多くの人が認識して欲しいものです。



Fight

がんばっています!!

市町村からこんにちは!

県と市町村また、市町村間において職員交流が、盛んに行われています。今回は、町村間においてそれぞれ派遣され活躍している職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

勝山村 ▶ 河口湖町 河口湖町立小立保育所 小林 よし美

保育所の仕事に携わって18年、職場にも仕事にも充実した毎日を送っている時に、勝山保育園と河口湖町保育所との職員派遣交流事業のお話がありました。戸惑い感じましたが、新しいものへの期待もあり「行ってみたい」という思いに駆り立てられました。河口湖町4園の一つ小立保育所に派遣が決まり、4月1日よりお世話になっています。はじめて小立保育所の職場に足を踏み入れた時は、不安と緊張でいっぱいでも新人の頃が蘇ってきました。見るもの、聞くものすべてが新鮮で、自分自身さえも新しくなっていくようでした。職場の雰囲気は暖かく、経験豊かな先生と素直でいつも一生懸命な若い先生との隔りがなく、お互いがよい面を吸収し、仕事をしているといった印象を受けました。私の緊張感も意欲へと変わっていきました。

私は、桜2組(年中クラス)の担当になりました。子ども達もつ好奇心いっぱいの輝く目はどこでも同じで、本気で見つめ、触れ合うことによって子どもの心は私たち保育者へと向かっていきます。日々、子どもの行動は大人の想像を超えて起こり、感動から子どもと一緒に私も成長していると感謝しています。保育者と子どもの心が一体となり、お互いに楽しい毎日が送れると、すてきなハーモニーを生み出していくのだと思います。

しかし、現代社会において、子どもを取り巻く環境は複雑であり、子ども達が普通に伸びやかに育っていくことが難しくなっています。

昨今の暗いニュースの中で「虐待」による事件も非常に多く報じられています。家庭と地域と保育所が一体となって地域全体で子育てができるように、保育所も受け皿を用意し、親子関係の一番大切な時期を豊かに過ごすことができるよう積極的に関わっていくことの大切さを感じました。

私たち保育者は、ニーズに応え、健全な子どもたちを育成していくために、常に自己研鑽に努め自己評価をしていくことが必要です。小立保育所においても、職場研修を通して意見交換、多くの考えを聞くことによってよりよい保育を目指しています。

保育を離れた場面においては、河口湖町職員全体で取り組んでいるISOの勉強会にも参加しています。21世紀を担う子どもたちに、底辺であるゴミの分別、電気、水の無駄使いをしないなどの省エネ、省資源について教えながら、自分自身も勉強しています。

今回の交流を通じ、多くのことを学び考えさせられました。そしてこの機会を与えられたことと、楽しく充実した毎日を送ることができた周りの人たちに「ありがとう」の気持ちで一杯です。



26

一宮町 ▶ 勝沼町 地域振興課 古屋 健



私は、昨年4月より勝沼町の地域振興課で農業振興、農業者育成及び林務行政を担当させていただいております。

勝沼町は周知のように日本一のぶどうの生産量を誇っていますが、上質なぶどうづくりを目指し、農家の方々が数々の研究と労をいとわぬ努力をしている姿に驚きと感動を覚えました。

また、他に例を見ないぶどう、もも

の立毛品評会やワインの審査会など行政と農協・農家の方々が一体となった農業事業を展開し、さらなる品質の向上に努めています。

私自身このような農業基盤づくりの一翼を担う仕事をさせていただく中で、農業と共存できる地域開発のあり方、鳥獣害による被害の防止策、農業後継者の育成など数々の諸問題が山積みしていることを痛感いたしております。

一年という限られた交流期間ではありますが、これらの課題について様々な角度から共に考え、勝沼町の「魅力ある農業づくり」につながるよう精一杯努力していきたいと思っております。



町と村との交流による市町村間職員交流派遣を今回は保育所関係の方でとの意向により、平成12年4月より勝山村の勝山保育園で交流体験をさせて頂いております。河口湖町保育所の渡辺です。県内で保育所・保育園の職員交流を行っている所は幾つかあると話には聞いてお

りましたが、こんなに早く自分が経験するとは思っていませんでした。

河口湖町には4つの保育所があり、私自身何回か異動の経験があります。その為、異動に関しては少々安易に思う気持ちを持っていましたが、本当に辞令を受け、手にした時には複雑な思いがありました。それは、他村へ行く事・一村一園の保育園はどんな感じなのだろうという気持ちや、初めての場所や環境で自分がどれだけのものを吸収したり、勉強できるだろうかという期待と不安です。そんなプレッシャーを感じながらも、気持ちの転換をし、「こんな良い機会を与えて頂いたのだから、できる限りの努力を惜しまず、一年間自分なりに頑張ってみよう。」と決心する事ができました。

新しい職場である勝山保育園は、新入園児を迎え入れる準備に忙しい日々の中、職場においては一年生となる私を、園長先生をはじめ全職員の方々が暖かく受け入れてくださいました。園

行事や保育内容・デイリープログラム等は、河口湖町と大きな違いはありませんが、村行事のやぶさめ祭りや老人スポーツ大会などへの参加協力を含め、園の特徴や独自性が取り入れられている違いは見られました。けれども、子ども(園児)を中心に、まず子どもの事を考え、どうしたら最良の保育ができるのか、その子の幸せを願って職員間の連携を取りながら、積極的に取り組んでいる姿などの保育形態は何処の保育現場でも同じで、保育そのものに違いはない。ということに改めて知ることができました。それにより初心に戻った様な新鮮な気持ちを持った反面、まだ不慣れな部分や戸惑う事があり、周りの方々には迷惑をお掛けしており、自分の未熟さを痛感している日々です。

保育以外には、役場の方でも職員の一員として、見慣れぬ私を誰もが暖かく受け入れてくださり、富士の里ウォーク勝山や職員研修及び職員旅行などにも一緒に参加させて頂きながら、貴重な体験を積んでおります。

自分なりに見聞きしながら保育に従事して二十数年が経ちましたが、今回の職員交流体験を通して、さらに自分の視野が広がった様に思われ、とても充実した体験や望んでもなかなか得られないものを与えて頂き、とても得した気分です。これらは全て私自身の見えぬ大きな財産と成りうるものだと思います。

市町村間職員交流には、各職種・各年代の人達にも是非積極的に取り組んでいって欲しいと思います。

平成十二年三月に、当時の総務課長(現助役)より、「来年度、勝沼町と一宮町で農政関係の人事交流を行う。雨宮君は、農政を経験しているから、来年度は一宮町で仕事を頑張ってほしいか。」と言われたときには頭をカナヅチで叩かれたような強い衝撃を受けました。

農政を経験したと言っても、係長の下で受動的に仕事してきた感じの私にとって、もっと主体的に仕事に取り組む姿勢を他町で学んで来いと忠告されているような気がしたからです。一宮町で仕事をやっていけるだろうか?本当に不安で不安でなりませんでした。

着任して、有害鳥獣駆除事業、笛吹川沿岸土地改良事業、農政補助事業が私の仕事となりました。勝沼町の時にある程度経験した仕事もあった訳ですが、行政区や町の事情で細かい点が異なるため戸惑うこともしばしばありました。

また、失敗談として、防災放送で「いちみや」と放送してしまい、それを聞いていた議員さんから「いちのみや」と放送するよう、ご指摘を受けたこともあり、細かいことまで神経を使った時期もありました。(自己弁護ですが、普段、勝沼町では一宮町を「いちみや」と呼んでいる。)しかし、そんな失敗をしてもまわりの皆さんに温かく接していただき、現在も緊張感に包まれてはいるものの、楽しく仕事をさせて頂いています。

皆さんと一緒に仕事をさせて頂いていると一宮町職員の素晴らしさが肌で感じ取れます。その素晴らしところは、一言で言うと「団結力」です。町長の目指す町づくりを一人一人の職員が個々の立場から良く理解し、組織として動いています。個

の力が「町づくり」という目的のため一つに集約されている気がします。また、行政サービスに於いてもです。例えば、着任した四月は「桃の里まつり」の最中で、昼間はその対応で仕事が手に付きません。しかし、職員の方々は嫌な顔ひとつせず丁寧に対応し、夜、自分の仕事に動いているのです。



「お役所仕事」と世間で揶揄されることの多い中、当然のこととは言え、仕事の原点を学んだ気がしました。このように、行政に取り組む姿勢、行政政策に対する先見性、仕事に対する責任、公務員としての自覚など違った視点で見ると改めて色々な発見があり、非常に勉強になりました。

話は変わりますが、カエルは、箱の中に入れておくとその箱の高さしか飛ばなくなるのだそうです。私も今まで勝沼町という箱の中でしか飛ぶことを知らなかったのですが、今回一宮町というより高い箱の中でジャンプすることを学んだ気がします。これからも、他町の行政を体験したことを貴重な財産として箱の高さをより高く設定し、努力して行きたいと思っています。

最後に、一宮町での仕事も残り3ヶ月程ですが、町長さんを始め、職員の皆様、また、仕事でお世話になった町民の方に温かく向かい入れていただいたことを、感謝申し上げます。また、後輩にも積極的に人事交流に参加して欲しいと思います。本当に貴重な体験になりました。

お答えします

自治

Q & A

Q

第百五十国会で参議院選挙制度が改正されましたが、その内容を教えてください

A

今回の公職選挙法の一部改正は、今年七月二十二日に任期満了を迎える参議院議員の選挙から適用されることになりました。その主な改正内容は二点で、①参議院議員の定数を二百五十二人から二百四十二人に削減する、②参議院比例代表選挙を非拘束名簿式とすることにあります。

① 参議院議員は総定数二百五十二名（そのうち比例代表選出議員百人、選挙区選出議員百五十二名）であったところ、十名が削減され、二百四十二人（そのうち比例代表九十六人、選挙区百四十六人）となりました。参議院議員の選挙は三年ごとに半数が改選されるので、今年七月二十二日に任期満了を迎える百二十六人（比例代表五十八人、選挙区七十八人）については、今回の改正により百二十一人（比例代表四十八人、選挙区七十三人）に削減されます。比例代表選挙は全都道府県を通じて行われますが、今回二名削減され、選挙区については、岡山県、熊本県及び鹿児島でそれぞれ一名ずつ計三名が削減されます。

② これまでの参議院比例代表選挙は、

あらかじめ政党が候補者の当選順位を決めておく方式（拘束名簿式）で、有権者は政党名を記載して投票しました。これに対し、今回導入された非拘束名簿式は、

あらかじめ政党が候補者の当選順位を決めておく方式（拘束名簿式）で、有権者は政党名を記載して投票しました。これに対し、今回導入された非拘束名簿式は、政党は候補者を名簿により届出ますが、その名簿には当選順位は決められておらず、有権者が政党が届出した名簿のうちから、当選させたい候補者を選び投票することができるようになりました。

ただし、いままでどおり、政党に対する投票も認められており、有権者は候補者名に代えて政党名を記載して投票することもできます。このため、比例代表選挙での政党の当選人の数は、候補者に対する得票と政党に対する得票を合計した総得票数を基にドント方式により決定されます。この結果、各政党に配分された当選人の数のなかで、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まる方式となりました。従って、有権者は参議院比例代表選挙において、当選させたい候補者か、議席を得させたい政党か、どちらへ投票するか選択した上で、候補者の氏名か政党名か、いずれかを投票用紙に記載することになります。

また、今回の改正により、比例代表選挙の候補者に新たに候補者個人の選挙運動が一定の範囲で認められるとともに、選挙違反について、候補者と一定の関係にある者が買収罪等の罪を犯した場合にいわゆる連座制の適用があります。

以上が参議院比例代表選挙制度の改正点ですが、今回の制度改正に伴い、各市町村選挙管理委員会では、投票の効力判定等において、新たに次の点に注意する必要があります。

ア 候補者名と政党名が記載（併記）された投票の効力判定

比例代表選挙において候補者個人への投票が認められたため、候補者名の記載された投票として、その候補者を届け出た政党名、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものと認められる場合は、有効とされる。しかし、政党名の記載された投票としては、その政党の本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記載したものが有効とされるため、政党への投票とは認められない。従って、候補者個人への投票として分類・集計されなければならない。

イ 候補者名と政党名についての按分
個人名と政党名のいずれによる投票も認められた結果、従来の個人名、政党名

それぞれについての按分のみならず、個人名と政党名についての按分があり得る。

例えば凸凹党の略称である「凸凹」と同一名の候補者「凸凹」がある場合、「凸凹」と記入された投票は凸凹党と候補者「凸凹」との間で按分される。この場合の按分は開票区単位（本県では各市町村単位）で、候補者凸凹の得票数と凸凹党の政党名のみ得票数とをもとに行われる。（按分に際し凸凹党の得票数には凸凹党の届出候補者の得票は含まれない。）

この他、投票所・不在者投票所における氏名等掲示について、投票所内の投票を記載する場所に掲示する必要はなく、投票所内のその他の適当な箇所だけに「参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名」を掲示することとされたこと等の改正が行われております。既に市町村選挙管対象とした説明会等を開催しているところですが、回からの制度改正についての資料、今後開催する説明会等を通じて改正内容の周知を図って参ります。

有権者の皆さんへの啓発活動につきましても、各市町村、選挙管理委員会の御協力をよろしくお願いします。

Q

平成十三年度から地方債の発行が自由になる自治体が増える」と報道されたが、自由に発行できる団体の基準はありますか。また、どのような事業経費に対して発行が可能となるのか教えてください

A

地方債の発行については、平成十七年度までの間は現在の許可制度を維持し、その後は協議制度へ移行することとされています。地方分権の推進の中で、地方団体の自

主性を尊重する制度に移行することから、この趣旨を出来るだけ早く取り込んで生かしていくようにするもので、財政の健全性が確保されている一定の団体については、申請に基づき、弾力的に地方債の許

可を行うこととし、平成十二年度から実施されています。

対象は、市町村では起債制限比率が10%未満かつ経常収支比率が七十五%未満の団体です。本県市町村では、平成十二年度はこの基準を満たす団体は二十二町村でしたが、平成十三年度には二十八の市町村が対象となる見込みです。

地方債である以上、地方債に連した事業が対象となることは言うまでもありません。国の地方債許可方針で示された例としては、都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担金、公共的団体等が行う公共施設の建設事業に係る負担金、義務教育施設の基準面積を上回る部分、庁舎の基準面積等を上回る部分などが挙げられています。

Q

軽自動車税の非課税又は減免の範囲及びその手続きについて教えてください

A

軽自動車税には、地方税法（以下「法」という。）の規定により非課税又は減免があり、対象となっているものには、次のようなものがあります。

まず、国、非課税独立行政法人（平成十三年一月六日以後で総務大臣が指定したものに限られ、国立大学等がこれに当たります。）、都道府県、市町村、これらの組合、財産区が軽自動車等を所有する場合には所有者の性格からみて公的な地位および用途などから非課税とされます（法第四百四十三条①）。この場合においても、公用又は公共の用に使用していない場合は、当該軽自動車等を使用している者に対して課税されます（法第四百四十二条の二③）。

また、平成十二年度から日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のもの等で条例で定めるものについても非課税とされました。（法第四百四十三条②、市町村条例（例）第八十条の二）

次に、公益のために直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、申請により減免することができます（法第六条②、市町村条例（例）第八十九条）。

例としては、非課税団体以外が所有する軽自動車等を借り受けて公用又は公共の用に使用する場合等があります。

第三に、身体障害者等（身体障害者、精神障害者等）が条例に定める要件を満たす者については、申請により減免することができます。（法第四百五十四条、市町村条例（例）第九十条）

しかし、法第四百五十四条で減免することができるとされる天災その他の特別の事情や貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他の事情を理由とする減免については、条例（例）が示されていないこともあり、ほとんどの市町村で条例化が行われていません。これらを理由とする減免を行う場合には、その基準及び手続を条例で定める必要があります。

これまで非課税と減免について、例を上げて触れてきましたが、非課税と減免では、その課税上の手続が異なるので留意する必要があります。

非課税は「課税できない」ものであり、納税通知書を出す必要がないのに対し、減免の場合には、通常、納税通知書を送付した後に、減免を受けようとする者が減免申請を提出してから減免を決定する

という手続が必要となります。この減免申請は毎年度納税通知書が送付された後に提出しなければいけないものですが、市町村によっては、一度、減免の決定を行うと次年度以降には納税通知書を送付しない事例も見られます。この場合、納

Q

市町村合併の動きが活発になってきましたが、山梨県は今後のように合併を推進していくのですか

A

山梨県では、次の事業を平成十三年度に実施します。
（合併推進事業）

①合併についての地域懇話会の設置
県内五つの地域振興局ごとに、有識者等からなる懇話会を設置し、合併機運の一層の盛り上がりを図るほか、地域の実情にあった市町村合併のあり方について検討を進めていきます。

②山梨県合併まちづくり総合事業の検討
市内連絡会議を活用し、合併後の新市町村の拠点整備等に資するための、県の総合的な助成事業の創設について検討します。

③合併後の将来像に関する調査の実施
市町村の求めに応じて、地域の将来像について調査を行うとともに、関係市町村長との意見交換会を開催します。

④行財政シミュレーションの実施
合併推進要綱で提示した合併パターンごとに、行財政の規模等についてシミュレーションを行います。

⑤合併協議会の設置促進と活動に対する支援
市町村関係者や議員等で構成された任意協議会を含め、合併協議会の設置を促進し、その活動を支援していきます。
（合併啓発事業）
⑥合併に関する地域別住民アンケート

税通知書を送付しなければ非課税扱いになってしまいますので、減免の場合には、毎年度の納税通知書を送付して、一旦課税を成立させてから減免を行わなければなりません。

の実施

合併についての地域懇話会の設置に合わせ、住民や市町村長等の有識者から、地域の実情にあった合併のあり方、進め方等について意見を聴くため、アンケート調査を実施します。

⑦地域別リレーションポジウムの開催
合併を進めることについて県民の理解を得るため、地域振興局ごとに県民リレーションポジウムを実施するなど、県全体で合併機運の醸成を図ります。

⑧PR活動の実施
様々な広報媒体等を活用した集中的なPRなど、あらゆる機会を通して啓発活動を進めます。



市町村イベントごよみ

4

APRIL

5

MAY

ふるさとへの歴史を感じるお祭り

30

大和村 4月22日(日)

ふるさと武田勝頼公まつり

ふるさと武田勝頼公まつりは、武田信玄公の家督を継いだ勝頼一族の終焉の地である大和村で行われ、武田一族の霊を慰め、甲斐を支配した権勢を語り伝える

イベントです。祭りは勝頼公の菩提寺、景德院に参拝した後、中学校校庭で盛大に開催されます。勝頼公とその妻北条夫人、武田軍団などが当時の甲冑や衣装

を着て練り歩きます。また、巫女の舞や甲斐天目山勝頼公太鼓などが奉納され、祭りに彩りをそえます。

◆会場：大和中学校特設会場

竜王町 4月15日(日)

おみゆきさん

甲州三大御幸の一つであり、また竜王町三大まつりの一つとされるこのまつりは、天長二年(西暦八二五年)淳和天皇のとき勅令を下し、一宮、二宮、三宮の各神社に命じて、釜無川の水防祈願を行ったのが始まりだといわれています。

御輿が一宮町の浅間神社から竜王の三社神社に着くと川除けの儀式が行われ、治水を祈ります。川に向かって投げられる餅に似せた白い石を拾うと、厄除けや無病息災に御利益があると伝えられています。

◆会場：信玄堤、三社神社

一宮町 4月15日(日)

御幸祭り

木乃花咲く耶姫を奉じる甲斐一宮浅間神社で開かれる大祭で、「おみゆきさん」の愛称で親しまれています。赤やピンクの長襦袢、紅とおしろいで女装した男衆が交替で御輿を担ぎ、「そこだい、そこだい」と独特の掛け声を上げながら、神社の周辺を練り歩きます。本殿の御輿は、石和八幡神社を経て、

竜王町の三社神社に移動し、釜無川沿いの堤防でも担がれます。釜無川の氾濫を鎮めようと9世紀頃から始まり、江戸時代に今の形になったと伝えられ、当時は三社神社までの往復約40kmの道のりを御輿を担いで歩いたといわれています。

◆会場：甲斐一宮浅間神社

勝山村 4月29日(日)

やぶさめ祭り

毎年四月二十九日に行われる富士御室浅間神社のやぶさめ神事の歴史は古く、後三年の役(一〇八三年)より起きたと言われています。源義家の弟、新羅三郎義光公は、清原軍に苦戦を続ける兄に加勢するために祖父の縁地である甲斐の国に立ち寄り富士御室浅間神社に先勝祈願をしました。兄弟協力して清原軍を鎮圧した後、新羅三郎義光公は神の御加護に感謝し、再び御室浅間神社に立ち寄り盛大に御例祭を挙げ、これを始まりとし、毎年九月にやぶさめ神事の奉納となりました。

戦国武将の勇壮なやぶさめは、射手が馬上から矢を射る姿に、勇ましいなかにも華麗な美しさを持ち、見る人の心に遠い戦国の世を偲ばせる祭りとなっています。

◆会場：シッコゴ公園

上九一色村 5月17日(木)

本栖公家行列

毎年五月十七日に本栖山神社の春祭りに行われるもので、三〇〇年程前から伝わっています。武田時代にこの地区で駿河国境の警備に当たっていた渡辺因幡守が地域の若者の

士気を高めるために始めたと言われています。山神社の氏子達は神社に拝礼し、公家・近習・徒士などの役割に従って、衣装を纏い、取りものも長柄・狭み箱・旗・

弓・提灯・毛槍などで隊列を組んで行進します。「アレサーテーサー」という掛け声に、「ソウイ、ソイ」と相槌を打ちながら、六人の毛槍奴が踊り、交互に槍を投げ渡していく、勇壮な行事です。

◆会場・本栖山神社

勝沼町 5月8日(火)

藤切り祭り

大善寺境内で行われる藤切り祭りは、修験道を開祖した役の小角が金峯山で大蛇を退治して土民の難を救ったという故事を継承しています。祭りのなかでは、藤切り会式が行われ、人々を苦しめた大蛇を退治する物語が演じられます。会式の最後には、大蛇に見立てた太く長い藤づる

に修験者が登り、祈とうの後刀で切り落とすと、地面に落ちた藤づるに参拝者たちが群がり奪い合います。持ち帰った藤づるは天神に供えてその年の豊作を祈りましたが、現在では農作物の豊作、無病息災、開運御利益を祈ります。

◆会場・大善寺

中富町 5月5日(土)

沢奥まつり——西嶋神楽

伝承によれば、若宮八幡宮等によって天正年間に神楽衆がつくられ、諏訪、若宮両社へ祈願を込めて神楽を奉納したのが、西嶋神楽の始まりと伝えられています。神楽は神代の神話と伝説とを扱ったもので、天照大神・素戔嗚命(す

さのおのみこと)等十六体の面を秘蔵し、「天の岩戸」等の集団舞と、「御反幣(まこへんへい)」等の集団舞があり、面の一つ一つが舞の動きにつれ時には怒り、時には喜びの表情を見せてくれます。

◆会場・沢奥の広場



やぶさめ祭(勝山村)

市町村振興協会たより

市町村アカデミーについて

はじめに

社会経済の急速な進歩や変化に対応し、地方分権型社会の構築に向けて、多様化する住民ニーズに即した市町村行政が推進されるよう、研修を通じて市町村職員の能力の向上を図り、もって住民の福祉と地域の振興に資することを目的として昭和62年10月に開講した市町村アカデミーは、平成12年11月10日に終了した6科目の研修までの累計で、研修修了者数が6万156人を数えることとなり、確実に市町村の魅力ある中央研修機関として機能しております。また、本県内の研修修了者数は、平成12年度72名であり、開講以来では585名にも及びます。

(表1; 修了者数推移)

13年度研修内容

市町村のニーズや時代の変化を反映した研修を実施している市町村アカデミーの平成13年度研修の特色は、IT(情報技術)革命に対応するため、政策課題研修課程に「自治体のIT活用戦略」科目を新設するとともに、地方分権一括法の施行を踏まえて専門実務研修課程に「入門・法令実務」を新設したところです。

新設科目及び目的は(表2)のとおりです。

助成金制度

市町村アカデミーの研修受講経費については、本会において表3のとおり研修経費の約1/2の助成措置(市町村長及び市町村議会議員を対象とした特別セミナーについては全額助成)を講じており、助成方法は、表4の手順です。

研修期間	助成額
4日間	10,000円
8日間	20,000円
10日間	24,000円

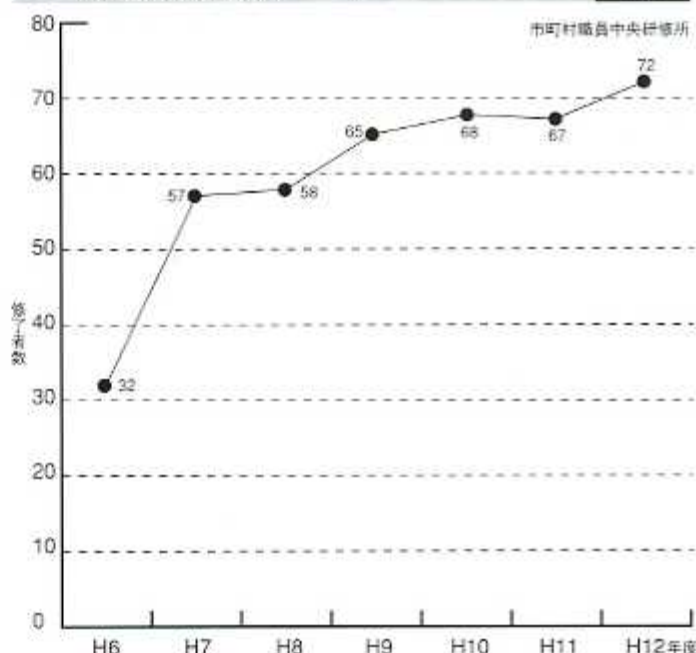
表3

終わりに

諸情勢の変化に対応して、常に市町村の要請に合致した研修を実施できるよう、絶えず研修内容の見直し等に努めている市町村アカデミーの平成13年度の研修科目は55科目のべ113クラス。是非、実りある職員研修に活用していただきたいところです。

年度別修了者数

表1



平成13年度新設科目

表2

課程	研修科目	目的
専門	入門・法令実務	法令の基礎、法解釈論、行政法、条例・規則の立案などについて研修。条例・規則の「一部改正」への対応能力の養成を目的。
行政	情報政策の新展開	IT革命による社会・経済の変化、行政サービスへのIT活用の方策、情報化社会における地域経営などについて研修。
政策	自治体のマネジメント改革	行政評価導入のポイント、バランスシートの作成と活用、組織・人材の活性化、住民との行政のパートナーシップの構築などについて研修。
	自治体のIT活用戦略	IT革命による社会・経済の変化、電子政府の動向とその対応、行政サービスへのIT活用の方策など(基礎的なIT/IT活用実習を含む)について研修。
情報(新設)	表計算・マスター	表計算ソフト(エクセル)について、基本操作、表の作成・編集、数式と関数、グラフの作成・編集、データベース機能等に併わるIT/IT活用実習などにより、その操作方法の習得を図ることを目的。
	データベース・マスター	データベースソフト(アクセス)について、機能の活用、基本操作、データの入力・蓄積・加工・出力等に併わるIT/IT活用実習などにより、その操作方法の習得を図ることを目的。

表4





はっらっ!! 市町村職員



へしき しよこ
平敷 尚子さん
(山中湖村)

平成10年(1998)に山中湖村教育委員会に採用され、現在は、村営の2つの文学館・徳富蘇峰館(平成10年開館)と三島由紀夫文学館(平成11年開館)に勤務しています。館は、富士の麓の山中湖畔の公園「文学の森」の中心にある施設で、周囲には沢や池、落葉松の林があり、木立を縫う散策路の傍には地元ゆかりの文化人の句碑が点在する、という環境で、毎日、新鮮な空気を吸い、自然と文化の薫りを満喫しながら働いています。

現在の仕事は文学資料を扱う業務で、作家の自筆原稿・ノート類、貴重書、関連印刷物、図書、雑誌などの収集・整理・保存・管理や調査研究が中心です。他に企画・展示や資料閲覧利用者への対応にも携わっています。

今後は、公共機関としての教育普及活動に力点を置き、文学への興味や理解が生れるように村民の皆様や観光客の方々を御案内していきたいと思っています。



A F T E R N O T E S

編集後記

今回、初めて、県職員以外の方に特集記事を出筆していただいた。小淵沢町の三井さん(女性で3人目)、山梨総合研究所の窪田さん、いやがらず引き受けていただきありがとうございました。

「自治の風」は、市町村の、市町村のための、市町村職員による、雑誌。今後も、どんどん市町村の職員に登場していただきたいと思う。



第52回 全国植樹祭

山梨県では「伝えたい 森のやさしさ あたたかさ」を大会テーマに、須玉町瑞穂山麓をメイン会場として「第52回全国植樹祭」を開催します。4月29日から5月20日までの植樹祭開催期間中は、湯沢村と白根町のオープン会場で森や木の魅力を体験できる多くの記念イベントを実施します。オープン会場のイベントはどなたでも気軽に参加できますので、たくさんの方々のご来場をお待ちしています。

問い合わせ 全国植樹祭推進課 ☎055-223-1640